

**平成25年度**  
**国の施策・予算に対する提案・要望**  
**(後期要望)**

**平成24年11月**





さいたま市

## 平成25年度国の施策・予算に対する提案・要望（後期）

さいたま市政の推進につきましては、日ごろから格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、これまで「徹底した行財政改革」による歳出削減の積極的な取組や安定した市税収入の確保に努め、比較的健全な財政運営を維持しております。しかしながら、現下の経済情勢では、市税収入の大幅な回復は見込めない一方で、社会保障費、都市基盤整備のための行政需要が大幅に拡大する見通しとなっており、今後は一層厳しい財政状況となると見込まれます。

しかし、私たちの郷土“さいたま市”を、我が国を代表する都市として、また、日本だけではなく、世界に貢献する都市として、市民が誇りを持つ都市につくりあげることが、私の責務であります。市民の皆様と心をひとつにし、ずっと住み続けたいさいたま市、未来に誇れるさいたま市、住んでみたいさいたま市の実現に邁進してまいりたいと考えております。

本提案・要望書は、平成25年度の国の予算編成時期にあわせて、防災対策、まちづくりをはじめ、本市のさまざまな取組を進めるに当たり、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめております。

つきましては、国も厳しい財政状況にあることは承知しておりますが、今後の施策の展開に当たり、さいたま市の提案・要望の実現について、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年11月

さいたま市長 清水 勇人



# 目次

## 1. 防災対策

### 耐震化

- 1 市有建築物並びに民間建築物の耐震化に係る補助制度の拡充 …… 1
- 2 公共施設に準ずる民間施設の耐震化の促進 …… 4

### 国民保護

- 3 情報提供システムの連携強化 …… 8

## 2. 基盤整備・まちづくり・環境

### 基盤整備

- 4 高速鉄道東京7号線の延伸促進 …… 10
- 5 上尾道路の整備促進・首都高速埼玉大宮線及び埼玉新都心線の延伸 …… 14

### まちづくり

- 6 駅のバリアフリー化等に対する支援の強化 …… 17

### 環境

- 7 総合特区（次世代自動車・スマートエネルギー特区）の支援措置の充実 …… 21

## 3. 福祉・医療・保健・子育て等

### 福祉

- 8 生活保護制度の再構築 …… 27

### 医療

- 9 埼玉社会保険病院、社会保険大宮総合病院の運営及び耐震化の促進 …… 32

### 保健

- 10 予防接種制度の財源負担等の見直し …… 35

### 子育て等

- 新規 11 困難を有する子ども・若者に対する支援 …… 38

## 4. 教育の充実

- 新規 12 いじめ問題等に対する総合的な取組の推進 …… 41

- 13 義務教育施設等の整備・改修の促進 …… 44

## 5. 観光

- 新規 14 国際自転車競技大会の誘致・開催に関する支援 …… 46

## 6. 地域主権改革の推進

- 15 地方財源の充実 …… 48

- 16 国庫補助負担金の改革 …… 50

- 新規 17 平成25年度税制改正に対する要望 …… 52

## 目次（省庁別）

### 内閣官房

- 7 総合特区（次世代自動車・スマートエネルギー特区）の支援措置の充実 …… 21

### 内閣府

- 1 1 困難を有する子ども・若者に対する支援 …… 38  
1 6 国庫補助負担金の改革 …… 50

### 総務省（消防庁）

- 3 情報提供システムの連携強化 …… 8  
1 5 地方財源の充実 …… 48  
1 6 国庫補助負担金の改革 …… 50  
1 7 平成25年度税制改正に対する要望 …… 52

### 財務省

- 1 5 地方財源の充実 …… 48  
1 6 国庫補助負担金の改革 …… 50

### 文部科学省

- 2 公共施設に準ずる民間施設の耐震化の促進 …… 4  
1 2 いじめ問題等に対する総合的な取組の推進 …… 41  
1 3 義務教育施設等の整備・改修の促進 …… 44  
1 4 国際自転車競技大会の誘致・開催に関する支援 …… 46

### 厚生労働省

- 2 公共施設に準ずる民間施設の耐震化の促進 …… 4  
8 生活保護制度の再構築 …… 27  
9 埼玉社会保険病院、社会保険大宮総合病院の運営及び耐震化の促進 …… 32  
1 0 予防接種制度の財源負担等の見直し …… 35  
1 1 困難を有する子ども・若者に対する支援 …… 38

### 経済産業省（中小企業庁）

- 7 総合特区（次世代自動車・スマートエネルギー特区）の支援措置の充実 …… 21

### 国土交通省（観光庁）

- 1 市有建築物並びに民間建築物の耐震化に係る補助制度の拡充 …… 1  
2 公共施設に準ずる民間施設の耐震化の促進 …… 4  
4 高速鉄道東京7号線の延伸促進 …… 10  
5 上尾道路の整備促進・首都高速埼玉大宮線及び埼玉新都心線の延伸 …… 14  
6 駅のバリアフリー化等に対する支援の強化 …… 17  
7 総合特区（次世代自動車・スマートエネルギー特区）の支援措置の充実 …… 21  
1 4 国際自転車競技大会の誘致・開催に関する支援 …… 46

### 環境省

- 7 総合特区（次世代自動車・スマートエネルギー特区）の支援措置の充実 …… 21

### 警察庁

- 7 総合特区（次世代自動車・スマートエネルギー特区）の支援措置の充実 …… 21



---

---

# 防災対策

---

---

# 1. 市有建築物並びに民間建築物の耐震化に係る 補助制度の拡充

〔国土交通省〕

## 【提案・要望事項】

- 1 市民の安心・安全を確保するため、市有建築物及び民間建築物の耐震化に対する現行の補助制度を維持、拡充し、要求した所要額については総額を確保すること
- 2 民間建築物の耐震化の促進を図るため、社会資本整備総合交付金交付要綱における耐震補強工事及び建替え工事に対する国の補助制度について、対象建築物の規模及び構造要件を撤廃すること

## 【背景・理由】

- ・ 公共建築物は、多くの市民が日常的に使用することから、利用者の安全確保の面、また、災害時には避難場所や災害対策本部・支部などの応急活動の拠点として活用されることから、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組む必要がある。
- ・ 本市では、これまで避難所機能を有する小中学校、公民館の耐震改修を優先して取り組んできており、本年度でこれらの避難所の耐震化が完了する見込みとなったことから、残る市有建築物について、国の耐震改修促進基本方針に基づく、平成27年度までに耐震化100%を目指して取り組む方針である。
- ・ しかし、平成24年度に市が要求した所要額に対する内示率は、86.74%となっており、市が必要としている総額が交付されていない。また、平成25年4月1日以降に着手する公共及び民間の「住宅の耐震改修及び建替え」、「建築物の耐震改修及び建替え」については、地方公共団体への補助率を2分の1から3分の1への引き下げを予定されている。
- ・ こうした、補助額の削減及び補助率の引き下げは、市の財政負担を増大させ、耐震化促進事業の進捗を鈍化させる重大な要因となることから、国は、市民の安心・安全を確保するため、耐震化工事に対する現行の補助制度を維持し、要求した所要総額を確保し、より強力に建築物の耐震化を進めるべきである。



- ・また、本市では民間建築物に対する耐震補強等助成事業を、社会資本整備総合交付金交付要綱及び同要綱附属編に基づき実施しているが、**学校施設、医療施設、福祉施設、商業・業務施設などの「住宅以外の建築物」**については、同要綱附属編において延べ床面積、階数など規模や構造に関する一定の要件が規定されているため、これに満たない建築物は国費の補助対象に該当しないこととされている。
- ・このような状況の中、本市では、既存建築物の耐震化促進に向けた取組として、国の補助要件に満たない建築物の耐震補強工事や建替え工事に対する助成事業を実施してきた。
- ・国は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅及び多数の者が利用する建築物の平成27年度における耐震化率90%達成を目標として掲げているが、「住宅以外の建築物」に対する規模・構造等の要件を設けることにより、これらの建築物の耐震化の促進を損ねる要因となることから、「住宅以外の建築物」の耐震補強工事及び建替え工事に対する補助の対象要件を撤廃するとともに補助制度の更なる拡充を要望する。

## 【参考】

### ○国の動向等

#### ・概算要求状況

社会資本整備総合交付金 15,055.75 億円（平成24年度 14,395.3 億円）

#### ・制度改正等の状況

社会資本整備総合交付金交付要綱において、平成25年4月1日以降に着手する公共及び民間の「住宅の耐震改修及び建替え」、「建築物の耐震改修及び建替え」について、国からの交付率が2分の1から3分の1に引下げる予定。

◇さいたま市市有建築物の耐震状況（平成24年4月1日現在）

用途		耐震化対応済		耐震化未対応		合計
		耐震改修済	ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ	
G1a	保育園	20棟	11棟	4棟	5棟	40棟
	障害福祉施設	2棟	1棟	0棟	0棟	3棟
	高齢福祉施設	0棟	6棟	1棟	0棟	7棟
	母子生活支援施設	0棟	1棟	0棟	0棟	1棟
	子育て施設	0棟	2棟	2棟	1棟	5棟
	学校施設	368棟	52棟	57棟	25棟	502棟
	高等看護学校	0棟	1棟	0棟	0棟	1棟
G1b1	庁舎	0棟	1棟	3棟	3棟	7棟
	消防署	4棟	4棟	0棟	0棟	8棟
	医療施設	2棟	0棟	0棟	1棟	3棟
G1b2	公民館	14棟	12棟	3棟	2棟	31棟
	上水道施設	15棟	17棟	0棟	2棟	34棟
	下水道施設	3棟	1棟	3棟	1棟	8棟
G2	市民会館	0棟	1棟	0棟	3棟	4棟
	図書館	0棟	2棟	1棟	1棟	4棟
	体育館	0棟	3棟	4棟	3棟	10棟
	運動施設	1棟	0棟	0棟	1棟	2棟
	コミュニティセンター	4棟	0棟	0棟	0棟	4棟
	市営住宅	19棟	24棟	0棟	0棟	43棟
	消防分団車庫	0棟	2棟	2棟	17棟	21棟
	博物館・資料館	0棟	1棟	1棟	0棟	2棟
	斎場・霊園	0棟	3棟	2棟	0棟	5棟
G3	漫画会館	1棟	0棟	0棟	0棟	1棟
	防犯ステーション	0棟	0棟	1棟	0棟	1棟
	集会場	0棟	0棟	1棟	0棟	1棟
小計		453棟	145棟	85棟	65棟	748棟
合計		598棟		150棟		

[担当：建設局建築部建築総務課長 大貫 一博 TEL 048-829-1535]

[担当：建設局建築部保全管理課長 三村 裕一 TEL 048-829-1506]

## 2. 公共施設に準ずる民間施設の耐震化の促進

〔国土交通省・厚生労働省・文部科学省〕

### 【提案・要望事項】

病院、社会福祉施設、幼稚園及び学校など、高い公益性を持つ「公共施設に準ずる民間施設」の耐震化の促進を図るため、耐震診断や耐震補強等の実施に必要な事業費に対する現行の補助制度を維持、拡充し、要求した所要額については総額を確保すること

### 【背景・理由】

- ・さいたま市が位置する南関東圏では、東京湾北部を震源とするマグニチュード7クラスの首都直下型地震発生の切迫性が高く、この地震による甚大な被害が懸念されている。
- ・阪神・淡路大震災では、神戸市内で亡くなった3,875人のうち、詳細な分析が行われた3,651人の死亡原因の95パーセント以上が建物の倒壊による窒息死や圧死や建物の倒壊に起因すると思われる火災により亡くなったと推計されている。
- ・また、犠牲者の約8割は地震発生後、約15分以内に死亡していると推定され、震災後の救助活動により犠牲者の数を減らすことは極めて困難であることから、犠牲者を減少させるには、建物の倒壊を防ぐ耐震化を促進することが極めて有効な手段となる。
- ・しかし、平成24年度に市が要求した所要額に対する内示率は、86.74%となっており、市が必要としている総額が交付されていない。また、平成25年4月1日以降に着手する公共及び民間の「住宅の耐震改修及び建替え」、「建築物の耐震改修及び建替え」については、地方公共団体への補助率を2分の1から3分の1への引き下げを予定している。
- ・こうした、補助額の削減及び補助率の引き下げは、市の財政負担を増大させ、公共施設に準ずる民間建築物の耐震化の促進を鈍化させる重大な要因となる。
- ・震災時に適切な医療提供体制の維持を図る上で重要な役割を果たす「病院等の医療施設」、高齢者や乳幼児など自力での避難が困難な多くの方々が利用する「社会福祉施設」、児童生徒等の安全確保や教育活動等の早期再開を図るとともに、地域住民の応急的な受け入れ機能を果たす「幼稚園・学校」など、高い公益性を持った民間施設の耐震化の促進は、公共施設の

耐震化と同様に喫緊の課題であることを十分に認識し、公共施設に準ずる施設の耐震化に対する現行の補助制度の引き下げを行うことなく、逆に更なる拡充について国からの強力な支援を要望する。

## 【参考】

### ○国の動向等

#### ・概算要求状況

社会資本整備総合交付金 15,055.75 億円（平成 24 年度 14,395.3 億円）

#### ・制度改正等の状況

社会資本整備総合交付金交付要綱において、平成 25 年 4 月 1 日以降に着手する公共及び民間の「住宅の耐震改修及び建替え」、「建築物の耐震改修及び建替え」について、国からの交付率を 2 分の 1 から 3 分の 1 に引下げる予定。

# 1. さいたま市の耐震化の状況（耐震改修促進法第6条第1号特定建築物）

平成23年度時点

用途番号	用途	H23 全棟数 a	S56 年以前棟数			S57 年以降棟数 e	耐震化率 (%) 1-b/a
			耐震性が不十分あるいは不明な建築物棟数 b	耐震診断の結果 OK 棟数 c	耐震改修実施棟数 d		
1	学校	178	52	3	3	120	70.8%
2	病院・診療所	71	19	1	2	49	73.2%
3	劇場・集会場等	16	2			14	87.5%
4	店舗	272	83	3		186	69.5%
5	ホテル・旅館等	75	7			68	90.7%
6	賃貸住宅等	1432	178	4		1250	87.6%
7	社会福祉施設等	318	51	1	1	265	84.0%
10	その他	633	185	8		438	70.5%
	計	2,995	579	20	6	2390	80.8%

## 2. 阪神・淡路大震災による神戸市内での犠牲者の死亡原因・死亡推定時刻

### (1) 犠牲者の死亡原因(地震後2週間まで)

■表4.1.2 犠牲者の死亡原因(地震後2週間まで)

死因		死亡者数(人)	割合
①	窒息	1,967	53.9%
②	圧死	452	12.4%
③	打撲・捻挫傷	300	8.2%
④	外傷性ショック	82	2.2%
⑤	頭部損傷	124	3.4%
⑥	内臓損傷	55	1.5%
⑦	頸部損傷	63	1.7%
⑧	焼死・全身火傷	444	12.2%
⑨	不詳及び不明	116	3.2%
⑩	臓器不全等	15	0.4%
⑪	衰弱・凍死	7	0.2%
⑫	その他	26	0.7%
合計		3,651	100.0%

83.3% 95.5%

※神戸市内で亡くなった3,875人のうち詳細な分析が行われた3,651人について記載

(出典)「間違いだらけの地震対策」(目黒公郎東京大学教授)

### (2) 犠牲者の死亡推定時刻(地震後2週間まで)

■表 4.1.3 犠牲者の死亡推定時刻(地震後2週間まで)

死亡日時		死亡者数(人)	割合
1月17日	6:00	2,940	80.5%
	9:00	74	2.0%
	12:00	108	3.0%
	23:59	224	6.2%
	時刻不詳	194	5.3%
1月18日		67	1.8%
1月19日～2月4日		40	1.1%
日付けなし		4	0.1%
合計		3,651	100.0%

※神戸市内で亡くなった3,875人のうち詳細な分析が行われた3,651人について記載

(出典)「間違いだらけの地震対策」(目黒公郎東京大学教授)

### 3. 情報提供システムの連携強化

〔総務省消防庁〕

#### 【提案・要望事項】

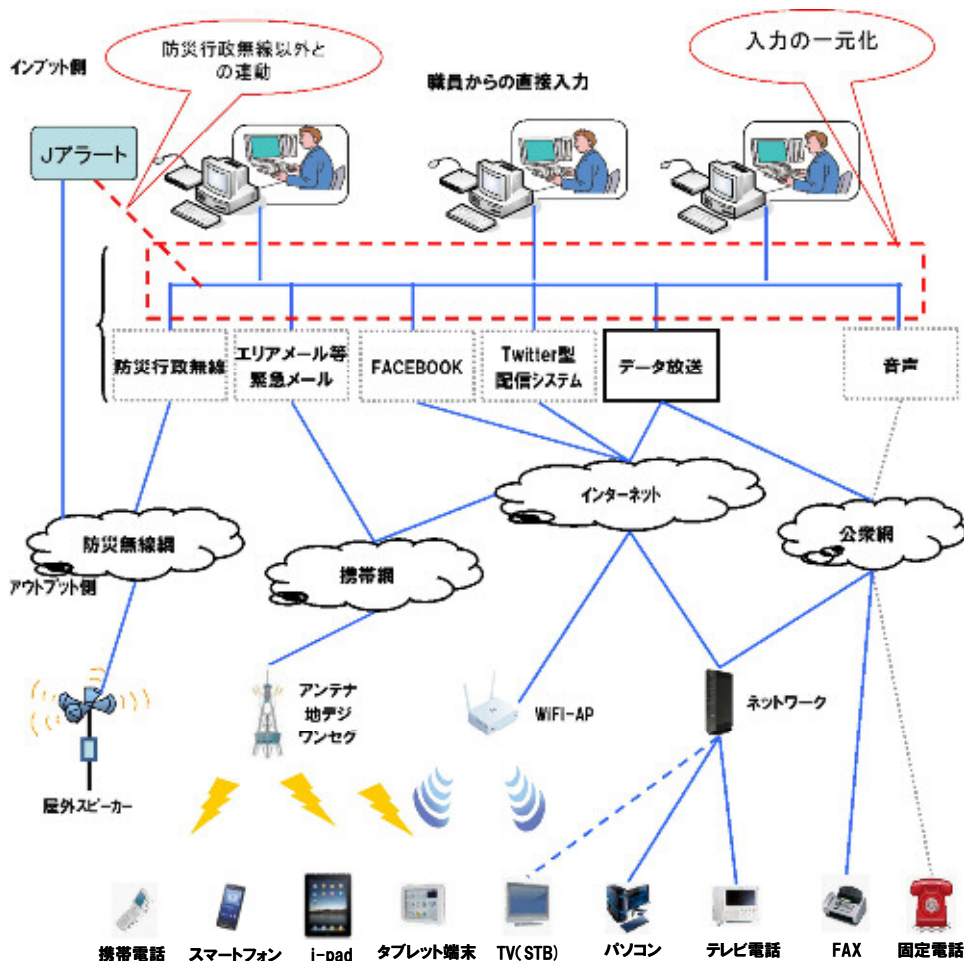
災害時における避難勧告等の緊急情報は、市民に対し迅速に提供する必要があるため、国で整備しているJアラートとツイッター、エリアメール等の民間企業が提供しているサービスとの連携を強化すること

#### 【背景・理由】

- ・ 現在、地方自治体では、Jアラートと防災行政無線を連携させている事例が多く見受けられるが、都市部の高層住宅が立ち並ぶ地域や、気密性の高い住宅においては非常に聞こえづらい状況となっており、防災情報を伝達する手段としては課題がある。
- ・ 東日本大震災においては、音声電話は輻輳により利用できず、情報の入手には、「ツイッター」や通信事業者が提供している「災害時伝言板」等の民間企業のサービスが有効であった。
- ・ 現在、地上波デジタル放送によるテレビの「データ放送」、「ツイッター」、「エリアメール」などさまざまな民間企業のサービスが提供され普及してきているが、そのようなサービスにより配信するには職員等が個々にデータを入力する必要があり、緊急性を損なう可能性がある。
- ・ 緊急情報は、最低限の入力であらゆる媒体を介して瞬時に正しい情報を発信することが重要であることから、既に普及している多様な民間企業の情報サービスとJアラートを連携させるように国が積極的に取り組むことが必要である。
- ・ 今後、首都直下型地震の発生する可能性が高いと発表されており、この情報提供システムの連携については、個々の地方自治体の取組ではなく全国規模の対応が必要であると考えられることから、国の強いリーダーシップにより充実・強化することを要望する。

## 【参考】

災害時における市民への情報配信について



### ○国の動向等

#### ・概算要求状況

防災情報通信基盤整備事業 50.2億円 (新規)

災害情報の住民への迅速かつ確実な伝達 23.3億円 (新規)

#### ・制度改正等の状況

災害時に全ての住民が情報を入手できるように、災害関連情報の一元集約・共有機能や多様なメディアを多重に活用した情報配信機能を有する防災情報通信基盤の地方公共団体による整備を支援するため、防災情報通信基盤整備事業を新設

災害情報伝達手段の多重化・多様化を推進するため、災害情報の住民への迅速かつ確実な伝達事業を新設



---

---

**基盤整備・まちづくり・環境**

---

---

## 4. 高速鉄道東京7号線の延伸促進

〔国土交通省〕

### 【提案・要望事項】

「高速鉄道東京7号線」の延伸及び浦和美園から岩槻地域の成長・発展に関する方策への支援、並びに、埼玉高速鉄道(株)の経営安定化のための支援を行うこと

- 1 延伸線沿線である浦和美園から岩槻地域で展開するまちづくり、総合特区等の方策について、支援・協力すること
- 2 採算性要件の緩和（累積黒字転換年次を現行の30年程度から40年程度へ）、国の補助拡充など、都市鉄道等利便増進法の適用要件の緩和並びに支援拡充を行うこと
- 3 運輸政策審議会答申第18号に代わる新たな答申に向けて、引き続き、高速鉄道東京7号線の延伸を計画に位置づける方向で検討すること。併せて、計画路線の整備推進のため、既存制度の拡充及び新制度の創設についても積極的に検討すること
- 4 既設の鉄道の利用促進や経営に関する国の支援を積極的に検討すること

### 【背景・理由】

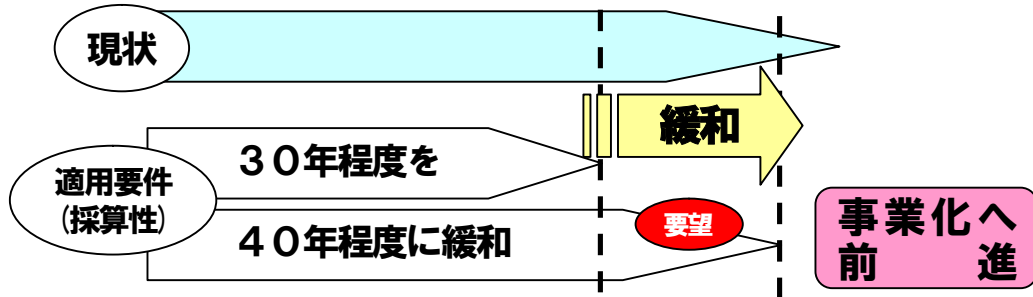
- ・ 高速鉄道東京7号線は、「浦和美園から岩槻、蓮田までの区間が、平成27年までに開業することが適当な路線である」と運輸政策審議会答申第18号に位置付けられており、本市では、埼玉県と共同で検討を進めてきた。昨年度開催した第三者専門家による「地下鉄7号線延伸検討委員会」では、需要予測や採算性等について厳しい結果が示されたものの、「延伸実現に資する方策」を展開することでプロジェクトの評価を高めることは可能であるとの報告が出された。
- ・ これを受けて、本市では本年9月、「浦和美園～岩槻地域成長・発展プラン」を策定した。そして、新たな方向性として、延伸の「検討」段階から地域の成長・発展の「実行」段階へ移行し、43の方策を推進する。

- ・ 具体的な方策としては、定着・交流人口を増加させるために、浦和美園地区における土地区画整理事業の推進、次世代自動車・スマートエネルギー特区の展開、岩槻の歴史・文化を活かした観光、快速バス運行、地域成長プロデュース等の方策が挙げられる。これらの推進にあたっては、まちづくりや総合特区事業への一層の支援・協力、方策に関連する支援制度・先進事例等の情報提供を求める。
- ・ 延伸線整備にあたっては都市鉄道等利便増進法の適用を前提としている。人口減少等の厳しい事業環境を克服して鉄道整備を推進するため、法の適用要件である採算性要件の緩和や国の補助割合の拡大など、新たな路線整備の事業環境改善に積極的に取り組むべきである。
- ・ 市民、経済界、大学、スポーツ界等により、オールさいたま市で延伸実現に向けて行動する「地下鉄7号線延伸事業化推進期成会」が本年9月に設立され、延伸の機運はかつてない高まりを見せている。また、延伸には高齢者の移動手段確保、災害時等の代替交通機能の確保、低炭素・持続可能なまちづくりなどの新たな意義・必要性等もある。これらを踏まえ、新たな答申がなされる場合には、引き続き本延伸線は計画路線として位置付けられるべきである。また、時代に対応した鉄道整備が実現できるよう、新たな支援制度や整備手法も積極的に検討すべきである。
- ・ 高速鉄道東京7号線を構成する埼玉高速鉄道株式会社は経営改善に取り組むとともに、沿線自治体も経営支援・利用促進に努めている。首都圏の第3セクター鉄道を支えていくために、地域公共交通確保維持改善事業等の公共交通に対する支援の拡充等を図るべきである。
- ・ 本市は、市民、経済界、埼玉県等とともに、「地域を育てる」「鉄道を育てる」という同じ思いをもって「行動」する。国におかれても、提案・要望事項のとおり、積極的な支援・協力について要望する。

## 【事業化に向けての制度面の主な課題と要望の効果】

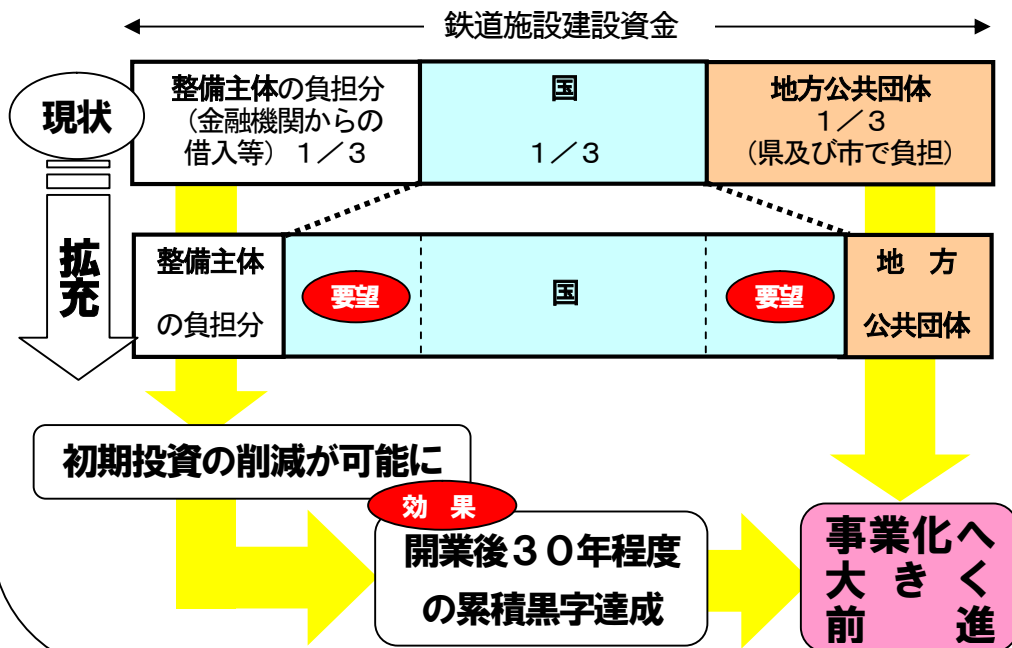
### 1 都市鉄道等利便増進法の適用要件

→ 採算性（開業後30年以内での累積黒字転換）

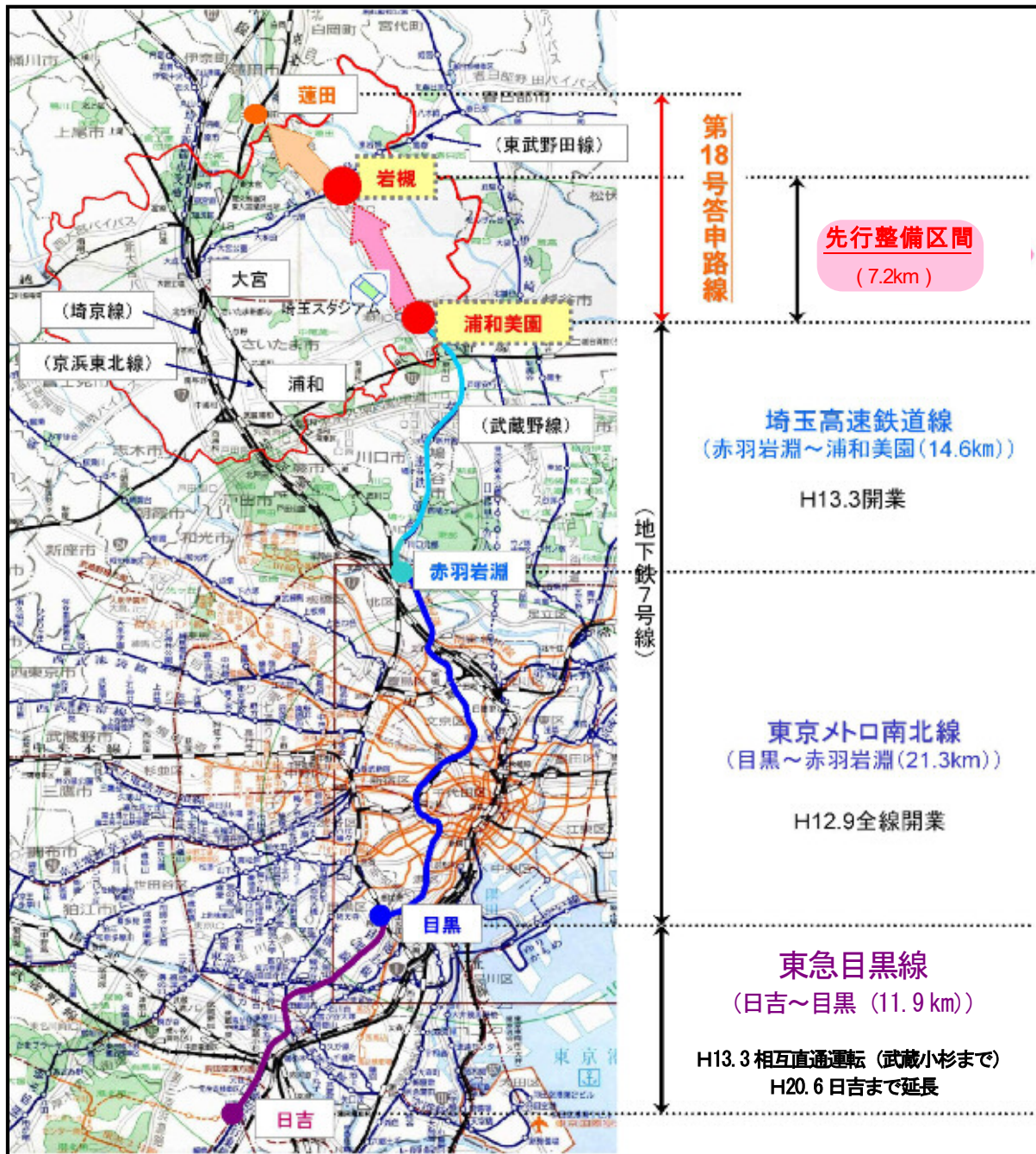


### 2 事業を進めるための財源

→ 事業費（約770億円の大規模プロジェクト、国の補助率は1/3）



【延伸計画図】



○国の動向等

・概算要求状況

都市鉄道利便増進事業費補助 184.23億円 (平成24年度 147億円)

・制度改正等の状況

「運輸政策審議会答申第18号 (平成12年1月) に替わる新たな答申に向けた東京圏における望ましい都市鉄道のあり方に関する調査」を平成25年度事業として予算要求

〔担当: 政策局政策企画部地下鉄7号線延伸対策課長 村川 奏支 TEL048-829-1871〕

## 5. 上尾道路の整備促進・首都高速埼玉大宮線 及び埼玉新都心線の延伸

〔国土交通省〕

### 【提案・要望事項】

- 1 上尾道路の整備を促進すること
- 2 首都高速埼玉大宮線及び埼玉新都心線を延伸すること

### 【背景・理由】

#### 1 上尾道路の整備促進・首都高速埼玉大宮線の延伸

- ・上尾道路・首都高速埼玉大宮線の延伸は、埼玉県中央地域での南北の交通軸を形成し、圏央道と一体的に整備することにより地域間の交流の活性化に貢献するとともに本市の都市ポテンシャルが高まる。
- ・国道17号バイパスについては、実交通量が1日当たり7.8万台から8.2万台（平成22年度道路交通センサス）であるが、これは、設計交通量の1.35から2.4倍と非常に高く、道路が飽和状態である。
- ・そのような中、上尾道路の一般道路部分については、暫定2車線の供用が開始されたところであるが、未だ圏央道と接続が図られていない状況である。
- ・また、自動車専用道路の与野ジャンクション以北については都市計画決定がされているものの詳細な整備計画については未定である。
- ・市内の国道17号バイパス周辺の渋滞解消を図るためには上尾道路の整備促進・首都高速埼玉大宮線の延伸が必要である。

#### 2 首都高速埼玉新都心線の延伸

- ・首都高速埼玉新都心線については、第二産業道路までが開通済みであるが東北自動車道への延伸・接続については検討が進んでいない状況である。
- ・さいたま新都心には、「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」に基づく広域防災拠点として位置づけられた災害対策基本法上の指定地方行政機関も設置され、災害応急対策・復旧活動及び広域後方支援活動に関する指示機能等を担っていることから当路線を延伸し、広域交通基盤の代替性・多重性の確保などの一層の防災力強化を図る必要がある。

【参考】

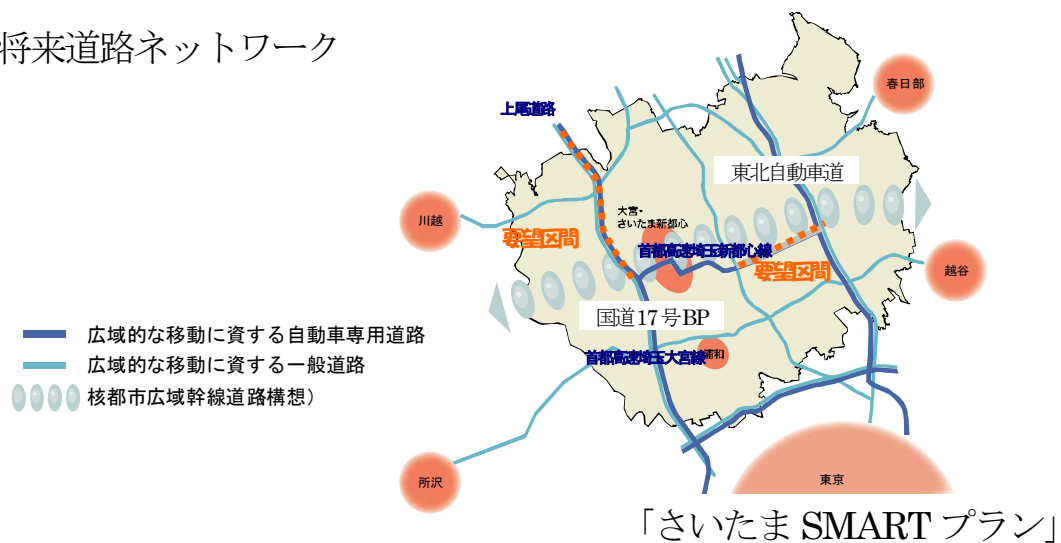
○埼玉県の渋滞状況



○平成22年度道路交通センサス

路線名	起点側	終点側	交通量観測地点地名	混雑度
	路線名等	路線名等		
一般国道 17号	さいたま東村山線	さいたま鴻巣線	さいたま市桜区田島7丁目15番地22先	2.40
	桜区・中央区 境	宗岡さいたま線	さいたま市桜区田島7丁目15番地22先	1.74
	さいたまふじみ野所沢線	中央区・大宮区 境	さいたま市中央区円阿弥7丁目7番地11先	1.37
	中央区・大宮区 境	さいたまふじみ野所沢線		1.35
	大宮区・西区 境	さいたま春日部線	1.40	

○将来道路ネットワーク



○国の動向等

・概算要求状況

直轄事業

15,846億円（平成24年度 15,472億円）

補助事業

1,085億円（平成24年度 931億円）

有料道路事業等

17,172億円（平成24年度 17,076億円）

・制度改正等の状況

特になし



## 6. 駅のバリアフリー化等に対する支援の強化

〔国土交通省〕

### 【提案・要望事項】

- 1 駅のバリアフリー化等に対する支援の強化を図ること
- 2 地域公共交通バリア解消促進等事業の補助率を2分の1に引き上げるなど、経営的に厳しい鉄道事業者に対する支援の強化を図ること

### 【背景・理由】

- ・本市では、高齢者や障害者の自立した日常生活や社会参加の機会を確保するため、移動の手段でとなる公共交通機関等のバリアフリー化を進め、利便性や安全性を高めることは喫緊の課題であるとの認識の下、鉄道駅を中心とした徒歩圏内のバリアフリー化を進めている。
- ・国が平成23年3月31日に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を改正し、平成32年度末までに1日平均利用者数3,000人以上の鉄軌道駅を原則として、全てバリアフリー化することなど移動等の円滑化に取り組んでいることは評価できる。
- ・本市内の駅では、乗降客数が1日当たり11万人を超えるJR南浦和駅をはじめ、市内8駅でバリアフリー施設が未だ未整備となっており、乗降客の利便性の向上、安全性の確保のため、より一層取組を強化していく必要がある。
- ・一方、駅のバリアフリー化は、市単独の取組だけではなく、鉄道事業者の協力も必要となってくることから、運輸分野における安全性の向上を図るためにも、国が鉄道事業者に対して指導を行うなど、積極的に取り組む必要がある。
- ・また、バリアフリー施設未設置駅を所有する事業者の現状を鑑みると、経営的に厳しい事業者もあり、今後、バリアフリー化を促進していくためには、こういった事業者に対する支援を強化することも必要であることから、地域公共交通バリア解消促進等事業の補助率を現状の3分の1から2分の1に引き上げるなど、国の強力な支援を要望する。



東武鉄道株式会社（計7駅）

駅名	改札口の外側			改札口の内側			多機能トイレ
		エレベーター	エスカレーター	エレベーター	エスカレーター	エスカ等	
1 大宮駅		-	-	-	-	-	●
2 北大宮駅	南口	-	-	-	-	● (エスカル)	
3 大宮公園駅	南口	-	-	○	●	-	○
4 大和田駅	北口	-	-	○	-	-	○
5 七里駅	南口	-	-	○	○	-	○
6 岩槻駅	東口	-	-	×	-	-	
7 東岩槻駅	南口	●	●	●	●	-	●
	北口	●	●				

※岩槻駅については、平成26年度末の橋上化を目指して工事中

埼玉高速鉄道株式会社（計1駅）

駅名	改札口の外側			改札口の内側			多機能トイレ
		エレベーター	エスカレーター	エレベーター	エスカレーター	エスカ等	
1 浦和美園駅	東口	●	●	●	●	-	●
	西口	●	●				

埼玉新都市交通株式会社（計6駅）

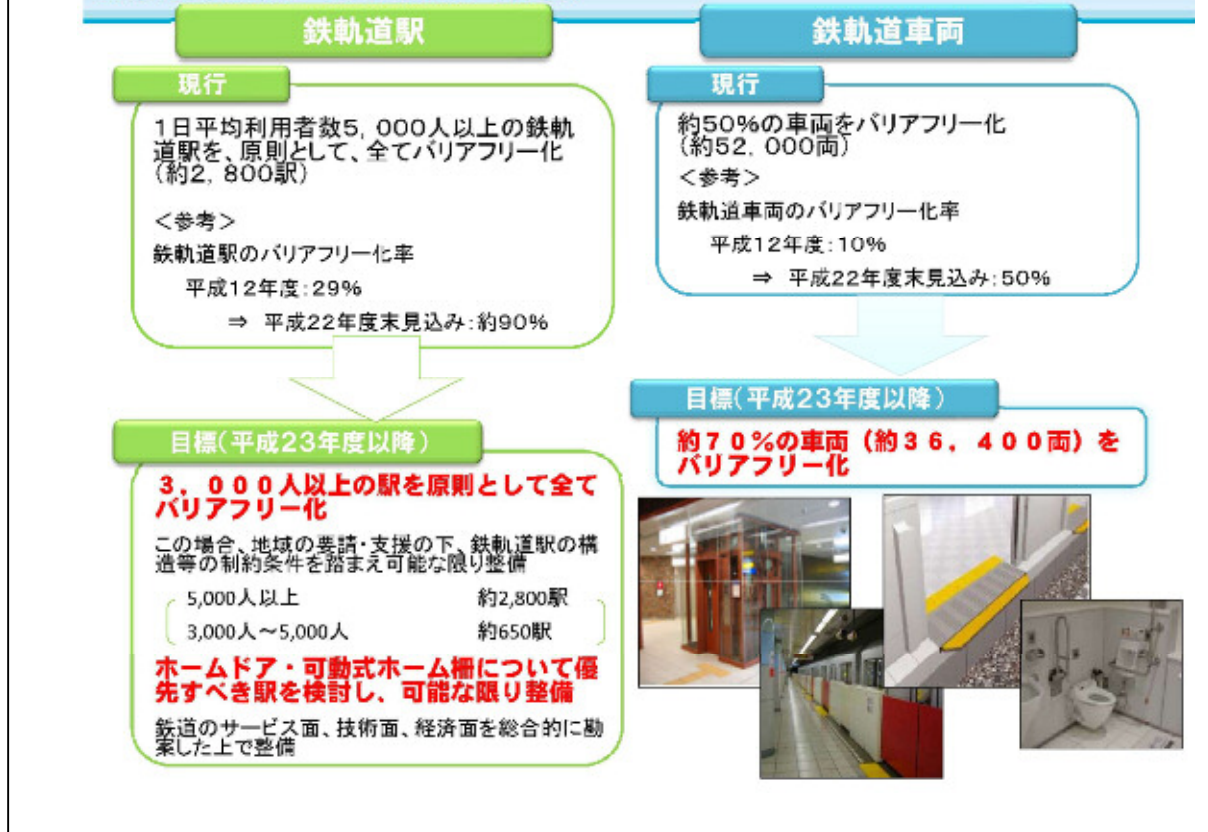
駅名	改札口の外側			改札口の内側			多機能トイレ
		エレベーター	エスカレーター	エレベーター	エスカレーター	エスカ等	
1 大宮駅		-	-	-	-	● (スロープ)	●
2 鉄道博物館 (大成)駅		-	-	●	●	-	●
3 加茂宮駅		-	-	○	-	-	
4 東宮原駅		-	-	×	-	-	
5 今羽駅		-	-	×	-	-	
6 吉野原駅		×	-	×	-	-	

- 市内駅数 33駅
- 3,000人/日以上の駅 33駅
- 移動円滑化経路確保駅 25駅
- 未整備駅 8駅

未整備駅（8駅）の内訳

バリアフリー単独の事業で解消予定	◇東日本旅客鉄道株 北浦和駅、東大宮駅、南浦和駅
駅舎の橋上化事業で解消予定	◇東日本旅客鉄道株 指扇駅 ◇東武鉄道株 岩槻駅
計画的に改札内EVを整備 (本市所有)	◇埼玉新都市交通株(ニューシャトル) 3駅(今羽駅、東宮原駅、吉野原駅)

## 基本方針の改定<鉄道関係>(概要)



### ○国の動向等

・概算要求状況

地域公共交通確保維持改善事業 341億円 (平成24年度 332億円)

・制度改正等の状況

特になし

## 7. 総合特区（次世代自動車・スマートエネルギー特区） の支援措置の充実

〔内閣官房・経済産業省・国土交通省・環境省・警察庁〕

### 【提案・要望事項】

- 1 総合特区に関する規制について、速やかに特例措置を講じるとともに、税制上、財政上、金融上の支援措置についても、更なる拡充を図ること
- 2 国のエネルギー政策の実現に向け、再生可能エネルギーの導入促進、地域におけるスマートエネルギーの普及促進、水素エネルギーの普及促進などを図ること
- 3 E-KIZUNAサミットからの提言について早期実現を図ること

### 【背景・理由】

（次世代自動車・スマートエネルギー特区

～特例制度の仕組みづくりと支援措置の充実～）

- ・本市が平成23年12月に国の指定を受けた「次世代自動車・スマートエネルギー特区」は、低炭素型社会の構築のみならず、災害にも強い「エネルギーグリッド」の構築を目指すなど、東日本大震災後の国のエネルギー政策にも深く寄与するものであり、国と地方自治体が一丸となって、エネルギー政策を進めていく必要がある。

### 要望事項

#### 1. 財政、金融面に関する支援措置の構築

- ・ 中小企業における充電設備の設置促進を図るための低利融資
- ・ 常用家庭用蓄電池、停電対応型常用家庭用発電機・燃料電池の設置補助
- ・ 常用業務用蓄電池、常用停電対応型業務用発電機・燃料電池の設置に対する無利子又は低利融資
- ・ 業務用スマートメーター設置に対する無利子又は低利融資
- ・ 業務用施設の太陽光発電設備設置に対する無利子又は低利融資

## 2. 税制面に関する支援措置の構築

- ・ E V 充電設備設置に係る固定資産税の減免措置の復活
- ・ 水素・天然ガスの充填設備に係る固定資産税の減免措置の延長  
(現行制度は平成24年度まで)

### (再生可能エネルギーの導入促進)

- ・ 本年9月14日、政府のエネルギー・環境会議は「革新的エネルギー・環境戦略」を決定した。戦略では、原発の新設・増設は行わず、2030年代に原発稼働をゼロとするようあらゆる政策資源を投入するとしている。
- ・ 本市も、低炭素型社会の構築、災害に強いエネルギーグリッドの構築を目指し、次世代自動車・スマートエネルギー特区の推進、全国の自治体に先駆けて家庭用蓄電池の補助、太陽光発電やコージェネレーションなど省エネに効果がある機器への補助など、国のエネルギー政策にも寄与する事業を展開してきており、国の原発依存から脱却し、自然エネルギーを活用する方向でエネルギー政策を転換するという方向性については評価できるものと考えている。
- ・ 国の2030年代に原発稼働ゼロという具体的な目標を達成するには、代替エネルギーの確保が必須となる。再生可能エネルギーは、代替エネルギーの一翼を担うものと考えられるが、再生可能エネルギーの導入を加速し主要な電源とするためには、コストの高さ、供給の不安定さ、インフラの未整備、規制による障壁といった、経済的・制度的課題の解決に必要な技術革新や規制改革、財政支援等を国が積極的に進めていくことが必要である。

### 要望事項

1. 地域における発電ポテンシャルを最大限活用できるよう、電力会社と連携して系統インフラの強化を図ること
2. FIT(固定価格買取制度)の実施を国内産業の成長につなげるべく、国内メーカーの高い技術力によって長期間にわたり安定的に発電可能な、太陽光パネル等の製品が、市場メカニズムの下で積極的に採用される仕組みを構築すること

### (地域におけるスマートエネルギーの普及促進)

- ・ 一般家庭や地域に太陽光発電、蓄電池、燃料電池などが普及し、国民の一人ひとりが、一電力消費者としての立場から、自立分散型発電所といった「スマートエネルギーの担い手」となるためには、地域のコミュニティにおいて創られたエネルギーを地域で共有できるモデルを実現することやエネルギーマネジメントサービスを新たなビジネスモデルとして確立させるなど、新たな仕組みを構築する必要がある。

#### **要望事項**

1. 電力会社等と連携して、自営線を用いずに電気の融通を可能とする仕組みの構築や、必要な系統インフラの強化等を進めること
2. ダイナミックプライシング（時価制）や低圧需要家向けアグリゲータなどの新しいサービスについて、次世代エネルギー・社会システム実証地域以外とも連携してモデルの構築を進めること

#### **（水素エネルギーの普及支援）**

- ・エネルギーの安定供給の確保は極めて重要な課題であり、製造方法が多様な水素エネルギーは、保管や輸送効率等の面からも有効であることから、次世代エネルギーの一つと位置付け、早期に活用することが必要である。

#### **要望事項**

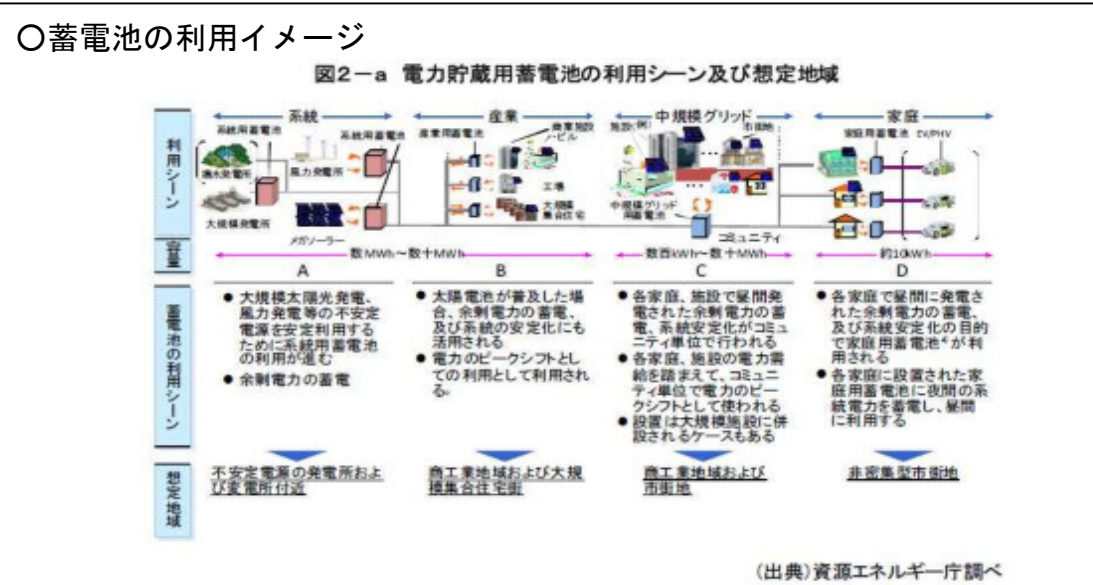
1. 福島第一原発事故に起因して国民に広がる、水素に対する不安感を払拭するため、水素の化学的・物理的特性や安全対策に係る技術等に関する正確な情報の提供と信頼性の向上を図ること
2. 地域における水素供給施設（水素ステーション）整備の促進に向けて、総合特区制度を活用した保有量規制緩和を図ること
3. 水素ステーション整備の初期段階における、エネルギーインフラ事業者の運営に係る負担軽減と、燃料電池自動車の普及支援策を早期に講じること

#### **（定置型蓄電池の導入促進に必要な仕組みづくり）**

- ・再生可能エネルギーの弱点である不安定さを補うには、蓄電池の普及が必須である。しかし、小型蓄電池は、安全性規格が定まっているが、大型蓄電池（定置型蓄電池）については、安全性規格や安全基準が定まっていないため、製品への安全性が確立されていない。
- ・また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」より、住宅用太陽光発電を含めて電気事業者に一定期間の全量固定価格買取することが義務付けられているが、大規模に太陽光発電などの不安定電源を系統連系した場合、系統の周波数や電圧の変動など、品質が低下する恐れがあると指摘されている。蓄電池を活用することで、安定供給が可能となると考えられるが、技術基準や認証制度が未整備であることから、蓄電池からの逆潮流を電力会社が認めていない。
- ・国は、普及の妨げとなっている課題を解決し、蓄電池を市民が安心して設置できるようにするよう、定置型蓄電池の導入促進に必要な仕組みづくりをするべきである。

**提案・要望事項**

1. 大型蓄電池（定置型蓄電池）の安全性規格について早期制定
2. 系統連携に関する技術基準、認証制度の早期制定



**(E-KIZUNA Project)**

- ・本市では、地球温暖化問題における運輸部門対策として、電気自動車（EV）の普及が最も有効な手段の1つと考え、平成21年度からEVの普及を推進するためのプロジェクトである「E-KIZUNA Project」を推進し、EVを「動く蓄電池」としての活用について、「E-KIZUNA Project協定」をメーカー各社と締結している。
- ・また、平成22年度にはEVの普及を本市単独で進めるのではなく、多くの都市や企業と連携して進めることが大切であるとの認識のもと、本市主催で22の自治体首脳、12の企業首脳による「第1回E-KIZUNAサミット」を開催し、これまでも2回国に対し、参加自治体の首脳総意で提言している。
- ・国が、この提言内容を我が国の成長戦略の一翼を担う国を挙げた取組として早期に実現することを要望する。





## 提言・要望事項

### 1. EVユーザーに対するインセンティブの付与

高速道路など、自動車専用道路における通行料金の時限的減免や、サービスエリア・パーキングエリア等の休憩施設における「充電可能なEV専用駐車枠」の確保など

### 2. 充電設備の整備とわかりやすい表示の促進

国が所管する自動車専用道路への急速充電器の整備や急速充電器の「CHAdeMO（チャデモ）規格」の国際的な共通化に向けた取組の支援、また、ドライバーに認識しやすい案内表示の設置促進

### 3. EVに関する調査・研究、実証実験等の知見の集積と提供

EVやEVに関連する技術情報、知見等について国で一元的に収集し、国の知的財産として国内企業に無償提供するシステムの構築

### 4. 電気モーター・電池式移動手段に対する専用ナンバーと分かりやすい仕組みの創設

電気モーター（電動機）で駆動する移動手段を新たなカテゴリーに分類、専用ナンバーを創設し、誰からも税制、車両検査、交通法規等の適用がわかりやすい仕組みの構築

### 5. 公共交通へのEV導入の促進

バスやタクシーなどの公共交通は、環境負荷低減効果も大きいことから、公共交通事業者への継続的・積極的な導入支援



○国の動向等

・概算要求状況

総合特区制度の推進 154億円(140億円)

環境未来都市構想の推進 43億円(11億円)

独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金 60億円(9.8億円)

水素供給設備整備事業費補助金 50億円(新規)

・制度改正等の状況

平成24年9月14日にエネルギー・環境会議が革新的エネルギー・環境戦略を決定

水素供給設備整備事業費補助金を新設し、燃料電池自動車の普及促進を図るため、水素供給設備の整備支援を実施

---

---

福祉・医療・保健・子育て等

---

---

## 8. 生活保護制度の再構築

〔厚生労働省〕

### 【提案・要望事項】

- 1 昭和25年の制度創設以来、抜本的な改革が行われていない生活保護制度を時代に即した制度に再構築すること
- 2 生活保護は、本来、国の責任で実施すべきものであり、その経費全額を国庫負担とすること。それまでの間は、生活保護費・人件費等の地方負担の急増に対して、緊急的に財政措置を講じること
- 3 生活保護受給者の就労・自立支援を推進するため、就労・自立支援対策の拡充及び計画的に対策を実施するために必要な財源を確保すること
- 4 求職者支援制度など、生活保護に陥らないようにするための施策（第二のセーフティネット）を実効性のある制度に見直すこと
- 5 いわゆる「貧困ビジネス」を排除するため法的位置付けのない施設及び無料低額宿泊所へ法規制を行う等、生活保護制度の適正実施に向けた取組を強化すること
- 6 生活保護を適正に実施するため、福祉事務所の調査権を強化すること

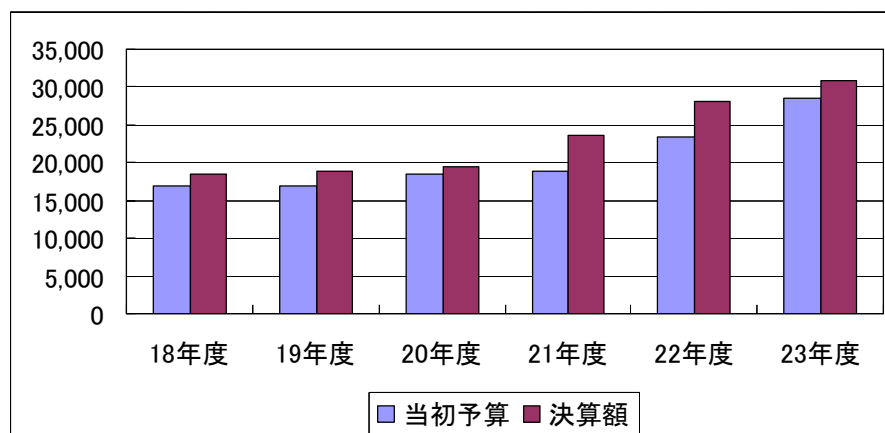
### 【背景・理由】

- ・ 現行の生活保護制度は、昭和25年の制度創設以来、抜本的な制度改革が行われておらず、近年の社会経済構造の大きな変化に対応していないなど、制度自体に無理が生じているため、制度そのものを再構築し、時代に即した制度とする必要がある。
- ・ また、本来、生活保護制度は、国民の最低生活の保障というナショナルミニマムとして国の責任で実施するものであり、経費も含め、全額国が負担するべきである。

- ・本市では、徹底した行財政改革を強力に推進しているところであるが、増加する受給者に対応するため、生活保護ケースワーカーの大幅増員等に努めてきている。
- ・しかしながら、近年の厳しい経済雇用情勢の中で生活保護世帯は類を見ない増加となり、受給者へ十分な支援が行えないばかりか、生活保護費の増大が本市財政を圧迫し続けている。
- ・「生活保護制度に関する国と地方の協議」に係る中間とりまとめにおいて、費用負担のあり方は中長期的課題としているが、このような地方の現状を踏まえ、全額国庫負担とするまでの当面の措置として、生活保護費・人件費等の財政負担の増加に対し、緊急的に財政措置を講じることが強く要望する。
- ・本市では、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金（以下「基金」という。）を活用し、各福祉事務所に就労支援員を配置し、生活保護受給者の就労支援を行っており、今後も就労支援施策の拡充を検討しているが、基金について、国の平成25年度概算要求の概要では、予算編成過程において検討するとされており、来年度以降の就労支援対策を行う財源が明らかになっていない。厳しい雇用情勢が続く現在の社会情勢を鑑みれば、引き続き、就労支援対策の計画的実施は必要であり、国は必要な財源を確保すべきである。
- ・また、「第二のセーフティネット」として、求職者支援制度や住宅手当支給制度等を実施しているが、生活保護に陥らないための制度としては不十分であり、本来の目的を果たしているとは言えない。そのため、求職者支援制度の職業訓練受講給付金の額（月額10万円）を最低生活費に見合った金額に引き上げる等の充実や職業訓練による就職実現が期待できると判断された者が合理的理由なく訓練申込しない場合等の取扱いの明確化、訓練が形だけのものとならず、受講者の学習意欲を向上させ、就職実現へつながるようにする制度に見直すべきである。
- ・社会福祉法第2条第3項第8号に基づく無料低額宿泊所は、事業開始後の届出制であるが、本市では届出がされず経営実態が不透明な法的位置付けのない施設が急増し、居住が不適切な施設であっても実効性ある指導が困難となっている。そのため、入所者の適正処遇はもとより、公的扶助である生活保護費の用途について透明性を確保するため、法的位置付けのない施設等への法規制を早急に行うべきである。
- ・「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」において、生活支援戦略の論点として、生活保護受給者の的確な情報把握のため、資産・収入に関する自治体の調査権限の拡大について示されたところであり、生活保護を適正に実施するため、確実に調査権限の強化が図られるよう、強く要望する。

【参考】

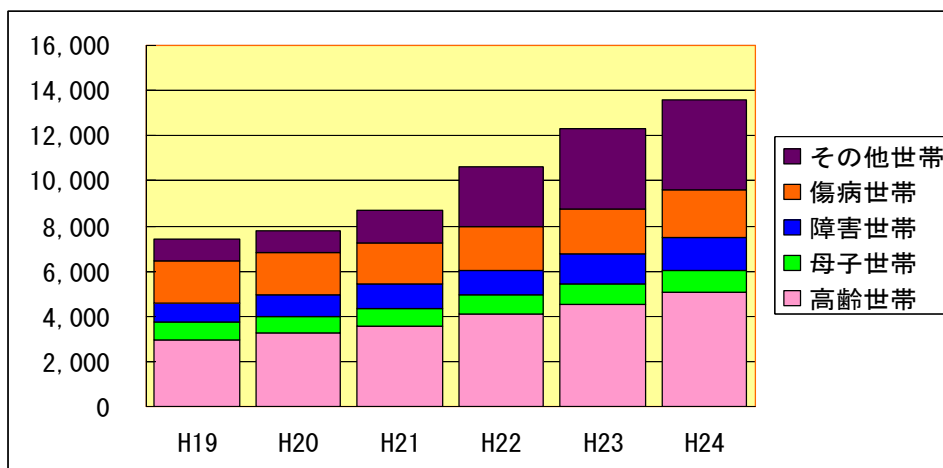
◇年度別生活保護費の状況



(百万円)

	当初予算	増加率	決算額	増加率
18年度	16,842	—	18,399	—
19年度	16,847	1.000	18,915	1.028
20年度	18,408	1.093	19,503	1.031
21年度	18,965	1.030	23,582	1.209
22年度	23,386	1.233	28,054	1.190
23年度	28,419	1.215	30,964	1.104

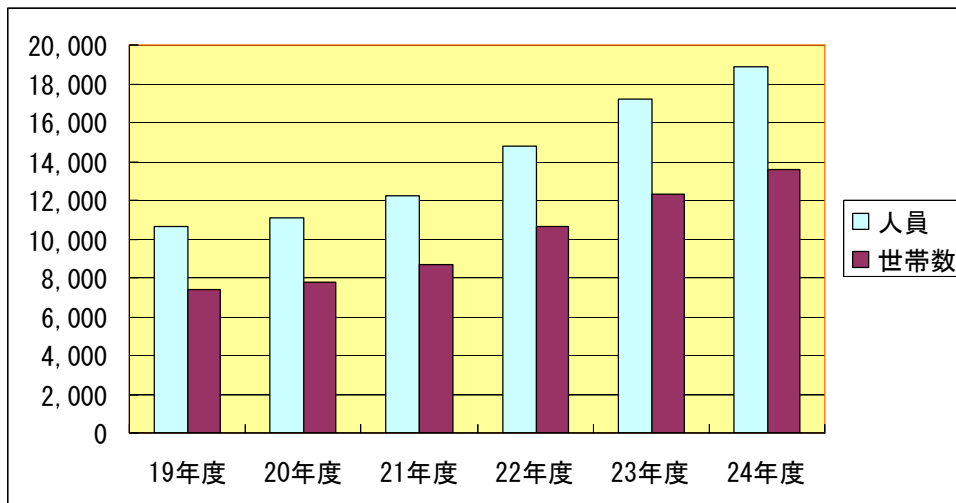
◇生活保護世帯の類型別世帯数の推移（各年度4月1日）



	高齢世帯	母子世帯	障害世帯	傷病世帯	その他世帯
19年度	2,974	745	874	1,882	939
20年度	3,251	751	932	1,868	963
21年度	3,581	772	1,052	1,815	1,465
22年度	4,091	843	1,131	1,892	2,653
23年度	4,535	926	1,307	2,013	3,521
24年度	5,051	1,006	1,438	2,084	3,989

※ 保護停止中は含まず

◇生活保護者（世帯）の推移（各年度4月1日）

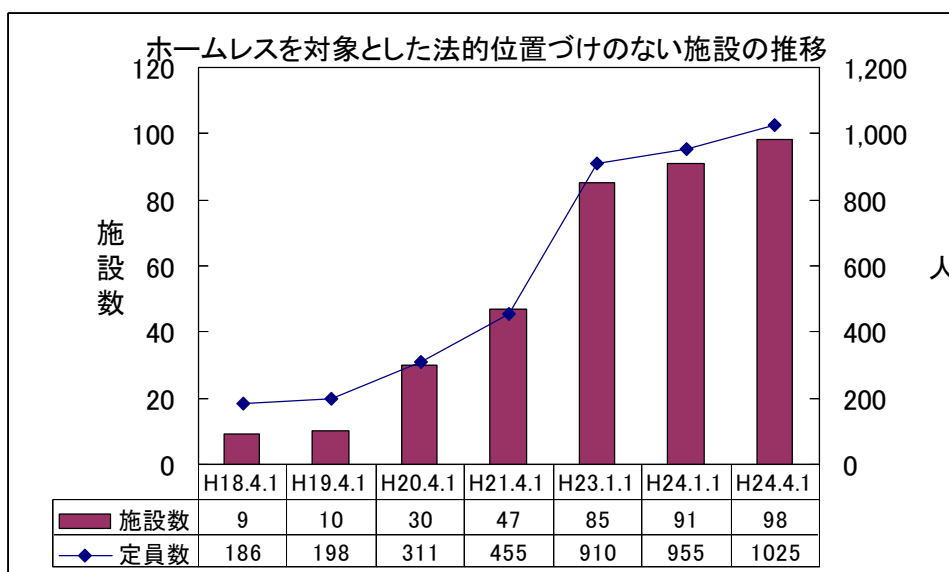


	人員	増加率	世帯数	増加率	保護率
19年度	10,632		7,416		9.0‰
20年度	11,086	1.043	7,773	1.048	9.3‰
21年度	12,220	1.102	8,696	1.119	10.2‰
22年度	14,819	1.213	10,636	1.223	12.2‰
23年度	17,184	1.160	12,326	1.159	14.0‰
24年度	18,873	1.098	13,610	1.104	15.3‰

◇生活保護制度における最低生活費（さいたま市・1級地-1）

単身者（20～40歳） 生活扶助 83,700円  
 住宅扶助 47,700円（限度額）  
 合計 131,400円 > 職業訓練受講給付金（月額10万円）

◇法的位置付けのない施設の推移



○国の動向等

・概算要求状況

生活保護費負担金 2兆9,313億円（平成24年度 2兆7,924億円）

・制度改正等の状況

・生活困窮者の自立支援策や生活保護制度の見直しを盛り込む生活支援戦略を  
年内に策定

・中間取りまとめを本年7月公表



## 9. 埼玉社会保険病院、社会保険大宮総合病院の運営 及び耐震化の促進

〔厚生労働省〕

### 【提案・要望事項】

- 1 埼玉社会保険病院及び社会保険大宮総合病院については、本市の中核病院として地域医療に欠かすことのできない医療機関であり、独立行政法人地域医療機能推進機構において引き続き公的病院として着実に運営すること
- 2 社会保険大宮総合病院については、耐震整備に速やかに着手できるようにすること

### 【背景・理由】

- ・平成23年6月に成立した「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律」により、社会保険病院は、平成26年4月1日から独立行政法人地域医療機能推進機構が原則として運営することになったところである。
- ・本件については、平成23年7月及び12月、平成24年6月及び7月にも要望しているが、本市所在の社会保険病院の運営及び社会保険大宮総合病院の耐震整備については、国から明確な方針が示されておらず、地域住民や病院職員が、病院の将来について強い不安を抱いている。
- ・埼玉社会保険病院及び社会保険大宮総合病院については、救急告示病院として本市の地域医療に欠かすことのできない医療機関であるため、引き続き公的病院として独立行政法人地域医療機能推進機構において着実に運営されるよう改めて強く要望する。
- ・なお、本市内に所在するさいたま赤十字病院や、隣接する医療圏に所在する志木市立市民病院における常勤小児科医の退職等、埼玉県内の小児医療は危機的な状況にあり、本市の小児初期救急医療の拠点となっている社会保険大宮総合病院の安定的な運営は、地域の小児医療の確保のために不可欠である。
- ・また、社会保険大宮総合病院については、昭和27年築（昭和49年改修）と老朽化が著しく、耐震改修促進法の期限である平成27年度末に向けて、耐震化も喫緊の課題となっており、同病院において耐震整備を計画している。国においては、速やかに耐震整備が進むよう、特段の配慮を要望する。

## 【参考】

### 【さいたま市の中核病院】

医療機関名	さいたま市立病院	さいたま市民医療センター	自治医科大学附属さいたま医療センター	埼玉社会保険病院	社会保険大宮総合病院	さいたま赤十字病院
病床数	567床	340床	608床	439床	163床	605床
特色	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域周産期母子医療センター</li> <li>・病院群輪番制参加病院</li> <li>・地域がん診療連携拠点病院(国)</li> <li>・災害拠点病院</li> <li>・小児科二次救急医療実施病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療支援病院</li> <li>・病院群輪番制参加病院</li> <li>・小児科二次救急医療実施病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域周産期母子医療センター</li> <li>・病院群輪番制参加病院</li> <li>・災害拠点病院</li> <li>・小児科二次救急医療実施病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院群輪番制参加病院</li> <li>・埼玉県がん診療指定病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期救急(休日急患診療)実施病院</li> <li>・小児科初期救急医療実施病院</li> <li>・病院群輪番制参加病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三次救急医療実施病院</li> <li>・地域周産期母子医療センター</li> <li>・地域がん診療連携拠点病院(国)</li> <li>・小児科二次救急医療実施病院</li> <li>・災害拠点病院</li> </ul>

### 【さいたま市の中核病院】

社会保険大宮総合病院



埼玉社会保険病院

○国の動向等

・概算要求状況

該当なし

・制度改正等の状況

平成24年 3月 社会保険大宮総合病院の耐震整備について、同病院及び  
全国社会保険協会連合会が国と調整を開始

平成24年 9月 第1回「地域医療機能推進機構の法人制度に関する検討会」  
が開催され、地域医療機能推進機構の使命・役割の在り方等  
について検討開始

平成24年10月 第2回「地域医療機能推進機構の法人制度に関する検討会」  
が開催され、地域医療機能推進機構の目標や業務運営・財政  
運営等について検討

## 10. 予防接種制度の財源負担等の見直し

〔厚生労働省〕

### 【提案・要望事項】

- 1 子宮頸がん等の7つのワクチンを新たに定期接種の対象とすること
- 2 定期接種の費用については、全額、国の責任において財源を確保すること
- 3 定期接種化までの間は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金を延長すること

### 【背景・理由】

- ・平成24年5月23日に厚生労働省の厚生科学審議会予防接種部会から子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水ぼうそう、おたふくかぜ、B型肝炎、成人用肺炎球菌の七つのワクチンについて、新たに定期接種の対象とすべきという提言がされた。
- ・このことは、これまでも本市が要望してきていることであり、国民にとっても非常に有益であることから評価するものであり、早期に定期接種の対象とするとともに、今後とも国民に対し、予防接種の効能と限界について十分な周知を図ることを要望する。
- ・一方、現行の制度では定期接種の費用は、地方自治体が支弁するものとされており、それぞれの地方自治体の努力によって、ほとんどが個人の負担なく実施されているなか、今回の提言では接種費用の負担のあり方については明確に示されていない。
- ・現在の地方自治体の厳しい財政状況のなかで、新たに追加される定期接種の費用を負担することは非常に困難である。そもそも予防接種は、経済格差が健康格差をひき起こすことのないよう、国の責任において全国一律で実施すべきものであり、既に定期接種となっているものを含め、接種の財源については、全額を国の責任において確保することを強く要望する。
- ・また、新たに定期予防接種化されるまでの間は引き続き、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業を継続することを要望する。

【参考】

■現行制度での市費負担

自己負担無料		自己負担有料
定期接種 (予防接種法)	ワクチン接種緊急促進事業 (予防接種法に依らない) →平成24年度廃止予定	任意接種 (予防接種法に依らない)
◎BCG ◎ポリオ ◎3種混合 ◎麻しん・風しん ◎日本脳炎	◎子宮頸がん予防 ワクチン ◎ヒブ ◎小児用肺炎球菌	◎水痘 (水ぼうそう) ◎流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) など
市費負担 <b>21.3億円</b> (H24予算額)	総事業費 18.8億円 歳入 8.3億円 (ワクチン接種緊急促進事業) 市費負担 <b>10.5億円</b> (H24予算額)	事業化した場合の 市費負担想定額 <b>約30億円</b>

■ワクチン接種緊急促進事業が廃止された場合の市費負担

**市費負担が8.3億円増額**

※平成24年度ベース

■新制度での市費負担 (試算)

**制度の変更無く、七つのワクチンが定期接種化**

**市費負担が約40億円増額**

※対象者、回数等の条件により増減する。

**約70億円の財政負担**

※対象者、回数等の条件により増減する。

○国の動向等

・概算要求状況

予防接種の推進 14億円（平成24年度 11億円）

・制度改正等の状況

子宮頸がん、ヒブ等の定期予防接種化の時期、内容等は明確に示されていないが、平成24年度末で子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金（基金）は廃止予定（市の影響額8.3億円）

## 1 1. 困難を有する子ども・若者に対する支援

〔内閣府・厚生労働省〕

### 【提案・要望事項】

- 1 社会的養護体制の質・量の拡充に国が積極的に取り組み、地方の先行した取組に対し、財政支援を講ずること
- 2 困難を有する子ども・若者の総合的な自立支援施策を展開する施設（居場所）整備について、国の支援を強化すること
- 3 家庭的な養育環境、施設における小規模化の推進に向け、施設整備費について交付基礎点数や補助限度額の引き上げなど財政措置を拡充すること
- 4 児童相談所の拡充、一時保護所における混合処遇の改善に向け、財政措置を拡充すること。特に小規模化するための施設整備費については早急に財政措置を講ずること

### 【背景・理由】

- ・児童虐待などによる社会的養護を必要とする児童の増加、子ども・若者を巡る環境の悪化によるニート、ひきこもり、不登校の増加など、子ども・若者を取りまく問題はますます深刻な状況となっている。
- ・全国の児童相談所が平成23年度に児童虐待相談として対応した件数は約6万件、本市では約900件となっており、いずれも過去最多の件数となっている。また、子ども・若者について、平成22年度に内閣府が実施した実態調査によると、15歳から39歳までの、ひきこもり状態にある子ども・若者は全国で約70万人、若年無業者とされる子ども・若者は全国で約82万人と推計されており、人口比率で推計すると、さいたま市内では、ひきこもりが約7,000人、若年無業者が約8,200人と推計され、依然として改善の方向に向かっていないのが現状である。
- ・本市では、このような社会的課題の解決に向けた取組として、児童相談所や保健所の職員を増員してきたところであり、さらに、平成29年度の開設に向けて（仮称）さいたま市子ども総合センターの整備を行っているところである。
- ・その中で社会的養護を必要とする児童に対して、より一層きめ細かく対応

するため、一時保護所の定数増や小規模化（ユニット化）の計画、困難を有する子ども・若者の支援として、ひきこもり・教育・障害者・就労などの支援ネットワークを構築し、日常生活支援、社会生活支援、就労準備支援等の総合支援プログラムを提供・支援する居場所の整備などさまざまな施策に取り組んでいるところである。

- ・しかし、そのような地方の取組に対する国の支援は、現状では不十分と言わざるを得ない。国は、児童養護施設などをできる限り小規模で家庭的な養育環境に変えるなどの転換を推進しているが、次世代育成支援対策施設整備交付金における国の補助率は、総事業費の1/2が上限となっていることや交付金の基礎点数の単価が低いことから、依然として施設設置者の財政負担が大きいいため、小規模化に向けた施設整備が困難となっている。さらに、一時保護所のユニット化については、そもそも補助対象とされていないなど、社会的養護を必要とする児童へのケア強化に対する支援が不十分である。
- ・国は、困難を有する子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするために、地方が先行して実施する地方の実情にあった事業について、積極的に支援することを要望する。

## 【参考】

### 1 困難を有する子ども・若者の現状（平成22年度）

項目	全 国	さいたま市
ひきこもり	696,000人	7,000人（推計）
若年無業者	817,800人	8,200人（推計）

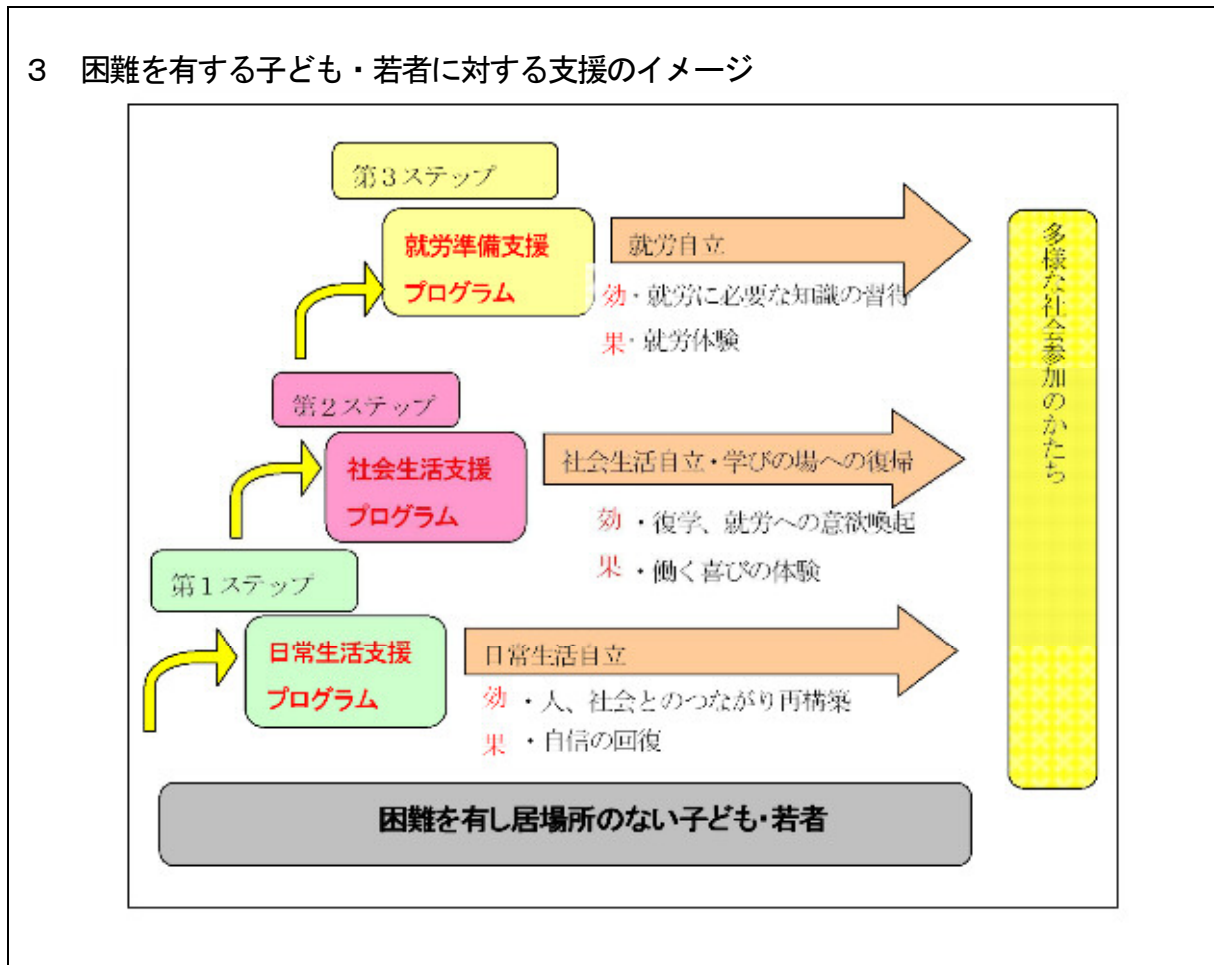
### 2 児童相談所における児童虐待相談受付の推移

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
さいたま市	158	251	241	322	389
全 国	23,738	26,569	33,408	34,472	37,323
埼 玉 県 (本市分除く)	1,276	1,563	1,902	1,813	1,898
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
さいたま市	520	541	547	640	997
全 国	40,639	42,662	44,211	55,152	—
埼 玉 県 (本市分除く)	1,905	2,116	2,118	2,809	3,507

※平成22年度の全国の件数は、東日本大震災の影響により、被災地3自治体を含んでいない。



### 3 困難を有する子ども・若者に対する支援のイメージ



#### ○国の動向等

##### ・概算要求状況

次世代育成支援対策施設整備交付金 36億円（平成24年度27億円）

少子化対策・子ども若者育成支援施策の総合的な推進

1,477百万円（1,656百万円）

##### ・制度改正等の状況

子ども・若者支援地域協議会の設置・運営モデル事業を実施

児童養護施設などの小規模化・地域分散化を通じ、家庭的養護への転換を強力に推進するため、各都道府県で策定する小規模化等の計画に基づく施設整備のうち、評価の高いものについて、次世代育成支援対策施設整備交付金に交付基礎点数を嵩上げする仕組みを設ける見込である。

〔担当：子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課長 作田 克江 TEL048-829-1716〕

〔担当：子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課長 利根川 和弘 TEL829-1268〕

〔担当：子ども未来局 子ども育成部 児童相談所長 菅野 博 TEL840-6107〕



---

---

# 教育の充実

---

---

## 12. いじめ問題等に対する総合的な取組の推進

〔文部科学省〕

### 【提案・要望事項】

- 1 いじめや問題行動、自殺防止等の対策については、全国的な問題であり、国の責任で早急に取り組むこと
- 2 先行して対策に取り組む地方自治体に対しては、国が全額財政措置を講ずること
- 3 学級編制の標準の引き下げを含めた新たな公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定し、円滑な実施を図ること。

### 【背景・理由】

- ・本市では、徹底した行財政改革に積極的に取り組む一方、個性豊かな地域社会の形成、21世紀を担う心豊かな人材づくり等、新たな行政課題に取り組みながら、「日本一の教育都市・さいたま市」の実現に努めている。
- ・現在、児童生徒のいじめや暴力行為、自殺といった、児童生徒の重大な事件や事故が全国的に発生している状況にあり、いじめや問題行動等への対応は喫緊の課題であり、迅速・適切に対応し、児童生徒が危機的状況になることを未然に防ぐことが必要である。
- ・そのため、本市では、スクールカウンセラーを配置するとともに、特に悪質ないじめや問題行動等に対応するため、実務経験や専門知識を有する警察OB職員や教員免許所有職員を配置することとしている。  
国はこのような先行した取組に対しては、国の責任として財政的な支援をすべきである。
- ・また、生徒の自殺防止のためには、教職員に対するゲートキーパー養成研修等、教職員の専門性を高める研修を実施することが極めて重要であるが、そのためには教職員配置に必要な定数改善が必要不可欠である。
- ・今般、文部科学省から、12年ぶりとなる新たな教職員定数改善計画の策定に取り掛かるという方針が示されたが、学級規模の適正化の方策としては、平成25年度からの5年間における加配による新たな教職員定数改善

計画案となっている。

- これまでも、国は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正するとともに、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに安定した財源の確保に努めるとしている。
- 少人数学級は、継続的な実施が不可欠であるため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校第6学年まで及び中学校に係る35人以下学級を実現すべきである。

## 【参考】

### 専門職員の必要性

悪質ないじめや問題行動等に対しては、警察と連携した対応や個別の指導体制が必要。  
⇒ 現状は十分な体制が整っていない。

#### 悪質ないじめや問題行動等に対する取組に必要なこと

- 警察との積極的な連携による対応
- 特別の指導計画に基づく別の場所での指導
- 心の安定を図りながら静かに学習に取り組む場
- 悪質ないじめや問題行動を発見するための巡回

#### いじめや問題行動等に対する適切な教育指導を実施する上での課題

警察との具体的な対応等の連携強化



警察や裁判所など専門機関との連携を強化するためには、実務経験のある者、例えば警察OB職員が必要

特別の指導計画を立てて別の場所で指導するための人材確保



加害・被害どちらに対しても、学習権を保障しなければならないため、教員免許状をもった職員が必要

◇1学級当たりの児童生徒数<通常学級>

OECD「図表で見る教育（2009年版）」※さいたま市の数値は平成23年度

	さいたま市	日本	OECD平均
小学校	32.6人	28.0人	21.6人
中学校	36.1人	33.0人	23.7人

○国の動向等

・概算要求状況

いじめ対策関連事業 約73億円（平成24年度 約46億円）

義務教育費国庫負担金 1兆5,629億円（平成24年度1兆5,597億円）

・制度改正等の状況

・「子ども安全対策支援室」の事務体制を強化し、学校や教育委員会が、いじめの問題等の重大事案に迅速かつ適切に対応できる、強力に支援を行うため約27億円の増額要求している。

・35人以下学級の推進など学級規模の適正化、個別の教育課題に対応した教員配置の充実のため、5,500人の定数改善増を計上。

→35人以下学級の更なる推進 3,900人

→いじめ問題、教育格差解消など個別の教育問題への対応 1,700人

※既存の研修等定数100人程度を合理化減

[担当：教育委員会事務局学校教育部指導2課長 村瀬 修一 TEL048-829-1663]

[担当：教育委員会事務局学校教育部教職員課長 橋本 栄 TEL048-829-1653]

### 13. 義務教育施設等の整備・改修の促進

[文部科学省]

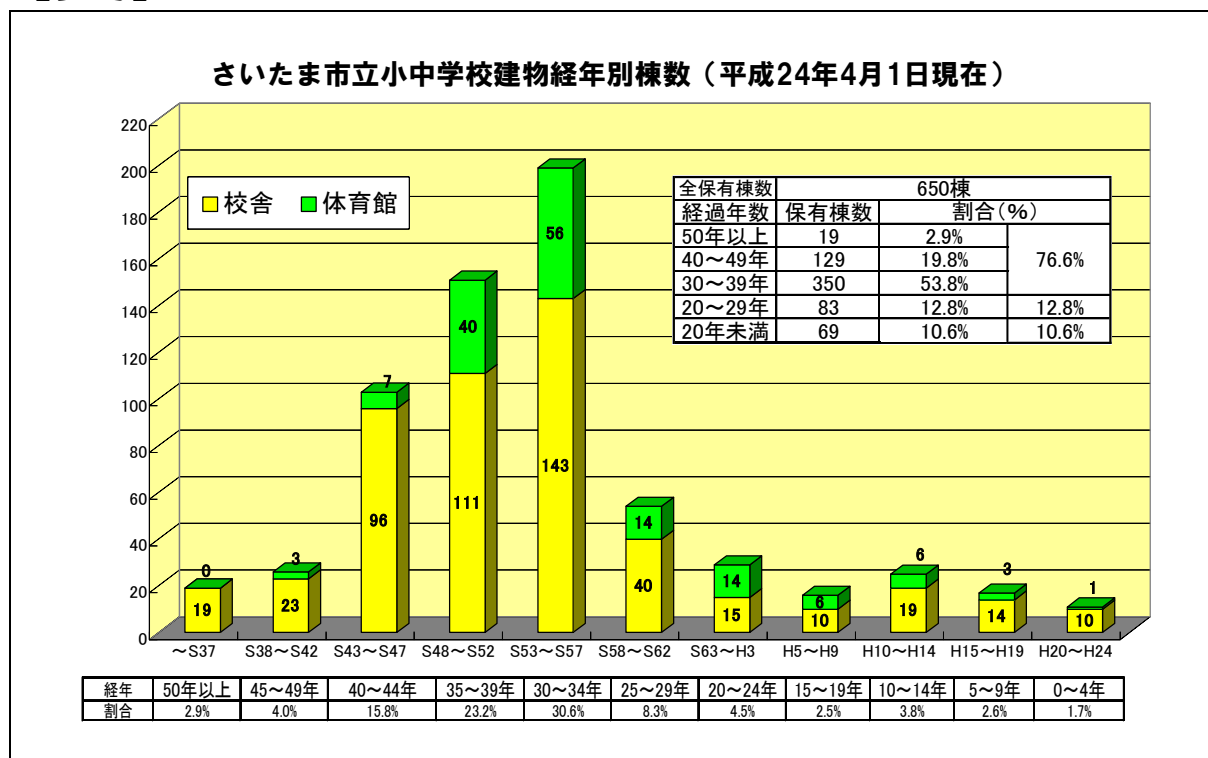
#### 【提案・要望事項】

- 1 計画的かつ円滑に義務教育施設等の大規模改造及び増改築等を行えるよう、必要な予算総額を確保すること
- 2 夏休み等、工事を予定している時期に円滑に実施できるよう、速やかに認定、内示等の措置をすること
- 3 学校施設における非構造部材の耐震化事業に係る必要な財政措置を今後も継続すること

#### 【背景・理由】

- ・本市においては、小中学校における全保有棟数校舎・体育館650棟のうち、昭和47年以前に建築され、築40年以上経過した校舎・屋内体育館が、148棟（22.7%）を占めており、これら老朽化した学校施設の改修等の需要が増大している。
- ・しかし、学校施設の大規模改造及び増改築等の整備については、多額の経費を要することから、市単独で実施するのは非常に困難であり、国庫負担等の支援を欠くことができない。
- ・平成24年度の国の予算においては、当初予算と平成23年度第3次補正予算本省繰越分を合わせることで、各地方公共団体が計画する事業量に必要な予算が確保されているが、計画的に事業を実施するためには、必要な財源等の確保が引き続き重要な課題である。
- ・また、学校教育施設に係る工事の多くは、学校運営に支障を来さないためにも夏休み期間を利用しなければ実施が困難であり、認定、内示等が遅くなると、契約や起工が遅れ、工事の円滑な実施に支障を来すこととなる。
- ・これらの事業を自主的、計画的かつ円滑に実施できるようにするために、国においては、地方公共団体が計画している事業量、事業内容に見合う予算を確保することや、地方が予定した時期に実施できるよう認定、内示等の措置をとることを要望する。
- ・また、学校施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の避難場所となるなど重要な役割を担っていることから、東日本大震災の被災状況からも改めて重要性が認識された非構造部材の耐震化事業について、今後とも必要な財政措置を継続するよう要望する。

## 【参考】



### ○国の動向等

#### ・概算要求状況

公立学校施設整備費負担金 60,532百万円（平成24年度 54,689百万円）

学校施設環境改善交付金 241,103百万円（平成24年度 69,892百万円）

#### ・制度改正等の状況

学校施設の老朽化対策として、従来、改築していた老朽施設の再生を図るため、建物の耐久性を高めるとともに、近年の教育内容・方法への適応や省エネ化、ライフラインの更新など現代の社会的要請に応じた施設の長寿命化を行う事業に対し経費の一部について国庫補助を実施するため、平成25年度より補助メニュー「長寿命化改良事業」を創設する予定。

〔担当：教育委員会事務局管理部学校施設課長 原 修 TEL048-829-1632〕



---

---

# 觀 光

---

---

## 1 4. 国際自転車競技大会の誘致・開催に関する支援

〔文部科学省・観光庁〕

### 【提案・要望事項】

国際自転車競技大会「(仮称) Le Tour de France Criterium SAITAMA / JAPON」の誘致・開催について支援すること

### 【背景・理由】

- ・ 国では「観光立国の実現は、21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な国家的課題」とし、平成20年に国土交通省に観光庁を設置し、国家戦略として様々なニューツーリズムを推進している。
- ・ 平成22年1月には、政府の会議として初めて「スポーツ観光」が採り上げられ、同年5月にスポーツ団体、観光団体、スポーツ関連企業、旅行関係企業、メディア及び文部科学省など関係省庁が一同に会する「スポーツ・ツーリズム推進連絡会議」が発足した。
- ・ 平成23年6月には、この連絡会議が「スポーツツーリズム推進基本方針」を策定し、観光立国日本の実現に大きく寄与することが期待されるスポーツツーリズム推進の使命・目標が明示された。
- ・ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、風評被害を含め観光を取り巻く状況は一変したが、これからの日本の復興にスポーツと観光の果たす役割は大きく、両者が融合するスポーツツーリズムが発揮できる力は極めて大きいといえる。
- ・ 本市では、「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」を施行し、スポーツを活用しながら教育・文化・環境・観光経済・健康福祉・都市計画という広範な分野と連携したまちづくりを目指している。
- ・ また、平成23年10月には、日本初となる、スポーツ大会・イベントに特化した誘致組織である「さいたまスポーツコミッション」を設立し、スポーツツーリズムに関する先進的な施策を展開している。
- ・ 中でも、大型国際スポーツ大会の誘致開催は、観光・MICE推進の要となり、東日本大震災からの復興を国民全体で盛り上げる機会に成り得るとともに、元気な日本を世界に示すことができるため、大変意義があると考えられる。
- ・ 今般、「さいたまスポーツコミッション」が誘致に成功した、世界最高峰の自転車ロードレースであるツール・ド・フランスの名を冠した世界初の大会「(仮称) Le Tour de France Criterium SAITAMA / JAPON」は、

自治体におけるスポーツツーリズムの先導的事業といえる。

- ・ ツール・ド・フランスは、オリンピック、サッカーW杯に次ぐ、国際的メジャースポーツのメガイベントであり、世界の約190か国で放映され延べ20億人もの視聴者がTV観戦すると言われている。この冠大会の開催により、元気な日本を世界にアピールする効果は計り知れないものがある。
- ・ 本市としても、国策であるビジットジャパンの訪日外国人旅行者の増加に寄与するとともに、この大会の実現・成功が今後のスポーツコミッション事業、及びスポーツツーリズムの推進のため、大きな意味を持つものと考えていることから、国においても大会開催への積極的な支援を要望する。
- ・ また、本市には、スポーツ分野に加えて、文化的で芸術性が高く、海外、特に欧州で高い人気を誇る盆栽の聖地「大宮盆栽村」があり、伝統的な高い技術力を継承している。また、隣接する大宮公園、武蔵一宮氷川神社を含めた一帯は、和の文化と自然が調和した、貴重な観光資源となっている。平成24年度には中小企業庁に採択された「JAPANブランド育成支援事業」の「ブランド確立支援事業」として大宮盆栽のブランドイメージ向上、市場の拡大及び海外からの観光客誘致推進を図っているところである。
- ・ また、文化の分野における訪日外国人旅行者の誘致策として2017年「第8回世界盆栽大会」の開催に向けて、積極的に誘致活動を実施する予定である。大会の実現は、外国人観光客の誘致策としても効果的と考えられることから、国においても誘致に向けた強力な支援を要望する。

○国の動向等

・ 概算要求状況

訪日外国人3000万人プログラム 88.2億円(平成24年度 82.9億円)



---

---

# 地域主権改革の推進

---

---

## 15. 地方財源の充実

[総務省・財務省]

### 【提案・要望事項】

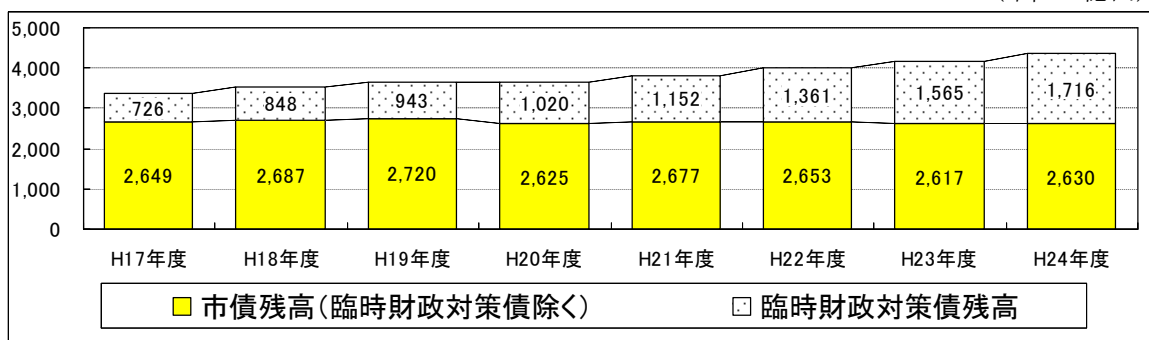
- 1 臨時の制度として導入した臨時財政対策債制度については、再延長を行わないなど、抜本的に見直すこと
- 2 地方固有の自主財源である地方交付税原資の不足額は、地方交付税法第6条の3第2項の規定に従い、法定率の変更により対処すること

### 【背景・理由】

- ・平成13年度から導入された臨時財政対策債は、地方の財源不足を補てんするため地方財政法の特例として発行されている臨時的かつ特例的な地方債であり、当初は**3年間の臨時的な措置**の**はず**であったが**4度の延長で長期化**しており、このような特例措置の解消に取り組むべきである。
- ・他方で、臨時財政対策債は、その元利償還金が基準財政需要額に算入されるものの、臨時財政対策債の償還を臨時財政対策債で対応している現状から、年々、**臨時財政対策債の残高が増加し続けており**、このような借金を前提とした財政運営を余儀なくされている状況について少なからず市民の間でも不安感が募っている。
- ・臨時財政対策債による地方財源不足への対応は、市債発行額の抑制や市債残高削減の取組の支障となっているため、臨時財政対策債は速やかに廃止し、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、**地方交付税法の趣旨に則り地方交付税の法定率引上げにより対処すべき**である。

#### ◇臨時財政対策債市債残高の推移（さいたま市）

(単位：億円)



○国の動向等

・概算要求等

臨時財政対策債（地方債計画（案）より）

6兆5,121億円（平成24年度は6兆1,333億円で前年度+3,788億円）

地方交付税（概算要求より）

17兆1,970億円（平成24年度は17兆4,545億円で前年度△2,575億円）

・地方交付税の総額が減少し、臨時財政対策債の発行総額が増加する（要望内容に反する）概算要求状況となっている

## 16. 国庫補助負担金の改革

[総務省・財務省・内閣府]

### 【提案・要望事項】

- 1 国庫補助負担金は、国が担うべき分野は必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野は所要額を全額税源移譲すること
- 2 地域自主戦略交付金は、継続事業に配慮しつつ、地方が必要とする総額を確保すること

### 【背景・理由】

- ・ 真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的・効率的に提供するためには、国と地方の役割分担を明確にしたうえで、国が担うべき分野は必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野は所要額を全額税源移譲すること。
- ・ また、平成23年度から都道府県に導入された地域自主戦略交付金が、今年度から指定都市に拡大されたことは、地域の自主性を高める取組が一步前進したものとして、一定程度評価できる。
- ・ しかし、税源移譲に向けた工程が明確になっておらず、また地方が必要とする総額が確保されていないことから、継続事業の実施にも支障を来しており、市民サービスの低下が懸念される。
- ・ よって、地方が必要とする総額の確保を求めるとともに、各種事務手続きの簡素化及び更なる予算流用の弾力化など、より自由度が高く、活用しやすい制度とすべきである。

### 【参考】

◇平成24年度	地域自主戦略交付金の交付状況
要 望 額	51億8,776万6千円
交付限度額	42億8,645万4千円 (予算計上額の82.6%)
差 額	▲9億 131万2千円



○国の動向等

・地域自主戦略交付金の概算要求状況

一般要求額	6,079億円
『日本再生戦略』重点要求	1,013億円
合 計	7,093億円（前年度+338億円）
（【参考】平成24年度予算）	6,755億円

・制度改正等の状況

平成25年度は一括交付金の対象事業の更なる拡大、及び中核市への制度導入が検討されている。

## 17. 平成25年度税制改正に対する要望について

〔総務省〕

## 【提案・要望事項】

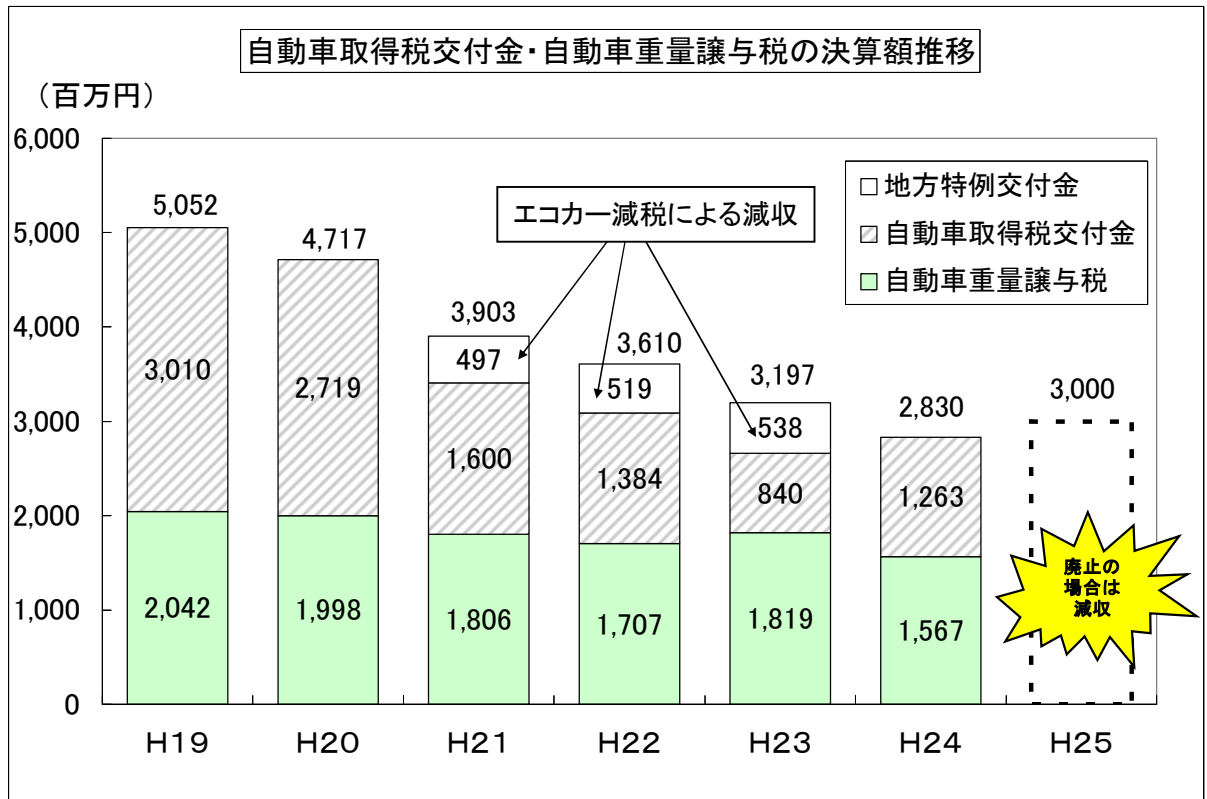
- 1 自動車取得税及び自動車重量税を見直す際には、両税に係る交付金・譲与税の代替税財源を確実に確保すること
- 2 償却資産に対する固定資産税については、現行制度を堅持すること
- 3 住宅ローン控除制度の見直しに際しては、個人住民税に影響が及ばない制度とすること

## 【背景・理由】

- 1 自動車取得税及び自動車重量税の見直しに伴う税財源の確保
    - ・自動車取得税（県税）及び自動車重量税（国税）については、その一定額が市町村へ交付・譲与されている。
    - ・仮に廃止された場合、本市では年間約30億円の減収となる。
  - 2 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持
    - ・平成25年度税制改正において、償却資産に対する固定資産税のうち、「機械及び装置」について、新規設備分の非課税措置等が議論されている。
    - ・仮に非課税措置等を講じた場合、減収額は経年で増加し、本市では平成25年度に約7億円、最終的に約18億円の減収となる。
  - 3 個人住民税に係る住宅ローン控除の見直し
    - ・現行の個人住民税に係る住宅ローン控除は、三位一体改革による所得税から個人住民税への税源移譲に伴い、所得税から控除しきれない額について、税源移譲の額の範囲内で控除し、その減収相当額は国費で補てんする仕組みである（本市では年間約10億円の控除額）。
    - ・消費税率引上げの影響を緩和するため、個人住民税に係る住宅ローン控除の延長・拡充が議論されている。
    - ・個人住民税は「地域社会の会費」的性格を有し、政策的な税額控除は極めて限定的に取扱うべきである。
- ※ 仮に個人住民税の住宅ローン控除を延長・拡充する場合、現行制度と同様、国の特例交付金により全額を補てんする必要がある。

【参考】

1 自動車取得税及び自動車重量税の見直しに伴う税財源の確保



- ※ 平成24年度は当初予算額
- ※ 自動車取得税交付金  
 税率の66.5%を市町村に配分（指定都市管理の国県道分について加算あり）
- ※ 自動車重量譲与税  
 税率の40.7%を市町村に配分

2 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

・経済産業省要望

償却資産に対する固定資産税のうち、「機械及び装置」の分類について

- ① 新規の設備分を非課税
- ② 長期保有分の評価額の最低限度（5%部分）を段階的に廃止

※ 大臣・知事配分資産（電力、ガス、鉄道、電気、通信等）を除く

3 個人住民税に係る住宅ローン控除の見直し

	国土交通省要望	現 行
居 住 年	平成30年まで（延長）	平成25年まで
借 入 限 度 額	5,000万円（拡充）	2,000万円
最大控除額（年間）	50万円（拡充）	20万円
最大控除額（通算）	500万円（拡充）	200万円

○国の動向等

- ・自動車取得税及び自動車重量税については、税制抜本改革法及び平成 24 年度税制改正大綱において、「国・地方を通じた関連税制のあり方を見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から、見直しを行う」こととされている。
- ・指定都市市長会においても同趣旨の要請活動を実施予定（11月中旬以降で調整中）



## さいたま市PRキャラクター

### つなが竜ヌウ

日本最大規模を誇る都心緑地空間“見沼田んぼ”の主の子孫。

生まれ育った見沼（ミヌマ）から「ヌウ」と名づけました。  
ヌウ=nuにはフランス語で「飾り気のない」「素」の意味があります。

「つなが竜」には、さいたま市の魅力を伝え、人々の「つながり」を深める役割を担う意味がこめられています。

平成25年度国の施策・予算に対する提案・要望（後期要望）

平成24年11月

発行 さいたま市政策局都市経営戦略室  
〒330-9588  
埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号  
048-829-1064（直通）